

平成20年第1回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成20年3月3日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	平成20年3月13日 午前10時04分			議 長 山 口 要	
	延会	平成20年3月13日 午後4時42分			議 長 山 口 要	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	小 田 寛 之	出	12番	太 田 重 喜	出
	2番	大 島 恒 典	出	13番	山 口 榮 一	出
	3番	梶 原 睦 也	出	14番	野 副 道 夫	出
	4番	秋 月 留美子	出	15番		
	5番	園 田 浩 之	出	16番	副 島 敏 之	出
	6番	副 島 孝 裕	出	17番	田 口 好 秋	出
	7番	田 中 政 司	出	18番	西 村 信 夫	出
	8番	川 原 等	出	19番	平 野 昭 義	出
	9番	織 田 菊 男	出	20番	山 田 伊佐男	出
	10番	芦 塚 典 子	出	21番	山 口 栄 秋	出
	11番	神 近 勝 彦	出	22番	山 口 要	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太一郎	市民税務課長(本庁)	川原 英夫
	副市長	古賀 一也	保健環境課長(本庁)	山口 久義
	教育長	杉崎 士郎	福祉課長(本庁)	大森 紹正
	会計管理者		こども課(本庁)	井上 嘉徳
	嬉野総合支所長	森 育男	農林課長(本庁)	宮崎 和則
	総務部長・企画部長兼務	中島 庸二	農業委員会事務局長	
	市民生活部長	中山 逸男	建設課長(本庁)	松尾 龍則
	福祉部長	田代 勇	社会教育課長	
	産業振興部長	岸川 久一	総務課長(支所)	坂本 健二
	まち整備部長	江口 幸一郎	市民税務課長(支所)	徳永 賢治
	教育次長	桑原 秋則	保健環境課長(支所)	池田 博幸
	総務課長(本庁)	片山 義郎	農林課長(支所)	松尾 保幸
	財政課長	田中 明	商工観光課長(支所)	一ノ瀬 真
	企画課長	三根 清和	建設課長(支所)	一ノ瀬 良昭
	地域振興課長(本庁)	中島 文二郎	水道課長	角 勝義
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	宮田 富夫		

平成20年第1回嬉野市議会定例会議事日程

平成20年3月13日（木）

本会議第6日目

午前10時 開 議

- 日程第1 議案第38号 土地の取得について
- 日程第2 議案第39号 平成19年度嬉野市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第3 議案質疑
- 議案第3号 嬉野市長及び副市長並びに嬉野市教育長の給与の特例に関する条例について
- 議案第4号 嬉野市食育推進会議条例について
- 議案第5号 嬉野市後期高齢者医療に関する条例について
- 議案第6号 嬉野市部設置条例の全部を改正する条例について
- 議案第7号 嬉野市総合支所設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第8号 嬉野市議会議員及び嬉野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第9号 嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第10号 嬉野市税徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第11号 嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第12号 嬉野市営駐車場条例の一部を改正する条例について
- 議案第13号 嬉野市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第14号 嬉野市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第15号 嬉野市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第16号 嬉野市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第17号 嬉野市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 議案第18号 嬉野市飲料水供給施設給水条例の一部を改正する条例について
- 議案第19号 嬉野市土地開発公社定款の一部変更について
- 議案第21号 平成19年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第22号 平成19年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

- 議案第23号 平成19年度嬉野市老人保健特別会計補正予算（第3号）
- 議案第24号 平成19年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第3号）
- 議案第25号 平成19年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第2号）
- 議案第26号 平成19年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第3号）
- 議案第27号 平成19年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第3号）
- 議案第28号 平成19年度嬉野市水道事業会計補正予算（第4号）
- 議案第29号 平成20年度嬉野市一般会計予算

午前10時4分 開議

○議長（山口 要君）

皆さんおはようございます。連日大変御苦労さまでございます。

本日より予算質疑に入ることになりましたけれども、この1年の予算を審議する極めて重要な予算審議でもありますので、議員諸兄の活発なる御質疑を期待しておきたいと思えます。

本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

まず、議案質疑に入ります前に、4番秋月留美子議員より一昨日の一般質問における発言の取り消しの申し出がっておりますので、これを許可いたします。秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

一昨日の私の一般質問の中で男女共同参画の取り組みについて質問いたしました際、問題事例としまして母子家庭の例を申し上げましたが、個人の家庭にかかわることですので、この部分の発言を取り消させていただきたいと思えます。

また、このときの発言で、この件を民生委員から相談を受けたように受け取った方もおられたかもしれませんが、民生委員から得た情報ではありませんので、念のため申し添えておきます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

次に、本日、市長より議案第38号 土地の取得について及び議案第39号 平成19年度嬉野市一般会計補正予算（第6号）が追加議案として提出をされ、議会運営委員会が開催をされました。

日程第1．議案第38号 土地の取得についてを議題といたします。

朗読を省略いたしまして、提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（谷口太一郎君）

皆様おはようございます。大変お疲れさまでございます。

ただいま議長のほうから追加議案について御説明があったところでございますので、私のほうから議案説明を行わせていただきたいと思います。

議案第38号 土地の取得につきましては、志田焼の里博物館の敷地を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び嬉野市議会の議決を付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めますのでございます。

概要としてはこれでございますけれども、詳細な説明につきましては担当部長から説明いたさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（山口 要君）

次に、提出された議案の細部説明を求めます。

議案第38号について、産業振興部長。

○産業振興部長（岸川久一君）

おはようございます。それでは、議案第38号について御説明を申し上げます。

土地の取得についてでございますけれども、地方自治法第96条第1項第8号及び嬉野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めますのでございます。

第3条の規定と申しますと、金額が20,000千円以上、面積5,000平米以上ということでございます。

所在地でございますけれども、嬉野市塩田町大字久間字代木乙3073番外1筆でございます。

取得予定面積でございますが、7,446.84平方メートル。

取得の方法です。売買。

取得予定価格38,723,568円。平米単価に直しますと5,200円ということになります。

契約の相手方でございますが、嬉野市●●●●●番地、●●●●株式会社代表取締役●●●●氏でございます。

理由といたしましては、志田焼の里博物館の整備を推進するために土地の取得が必要であったものでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

日程第2．議案第39号 平成19年度嬉野市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

朗読を省略いたしまして、提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（谷口太一郎君）

それでは、ただいま議題となりました議案第39号 平成19年度嬉野市一般会計補正予算（第6号）について御説明を申し上げます。

この議案につきましては、志田焼の里博物館の敷地を購入するための財産購入費用等や早期退職者に係る退職手当特別負担金の補正などを行うもので、歳入歳出総額をそれぞれ54,199千円増額し、補正後の予算総額を11,483,119千円とするものでございます。

以上で議案の概要説明を終わりますけれども、詳細説明につきましては担当部長からいたさせますので、よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（山口 要君）

次に、議案第39号についての細部説明を求めます。総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

皆さんおはようございます。それでは、御説明申し上げます。

議案第39号 平成19年度嬉野市一般会計補正予算（第6号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54,199千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,483,119千円とするものでございます。

なお、平成18年度と比較しますと、額にして244,252千円、率にして2.2%になります。

それでは、事項別明細で御説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますけれども、今回お願いするものは4款の土木使用料ということで、法定外公共物の1,221千円を減額するものでございます。これにつきましては、当初予算が1,303千円ございましたけれども、滞納処分分を残しまして、現年分を減免するという形で減額するものでございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。

第18款の繰入金でございます。今回の補正に伴う財源の内訳でございます。

1目の財政調整基金繰入金につきましては16,696千円、これにつきましては、購入以外の分についての費用を財調から充当するものでございます。

下の公共施設建設基金につきましては、先ほどの38号の購入費の分の費用として、財源として38,724千円をお願いするものでございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。

歳出でございますけど、一般管理費、3節の職員手当で13,419千円。これは手当等になっておりますけれども、退職手当の特別負担金ということで、今回2月の末をもって申し出がありました退職の2名の職員分でございます。

次のページをお願いいたします。

6款の商工費、目、志田焼の里博物館でございますけど、土地につきましては、19年度分の使用料といたしまして2,056千円、17節の公有財産購入費、先ほどの38号と関連いたしま

すけど、博物館用地としての購入費38,724千円の費用としてお願いするものでございます。ちなみに、平米当たり5,200円となっております。面積は先ほど申し上げておりますので、省かせていただきます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

これで議案の細部説明を終わります。

お諮りします。議案第38号及び議案第39号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第38号及び議案第39号につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第3．議案質疑を行います。

議案第3号 嬉野市長及び副市長並びに嬉野市教育長の給与の特例に関する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。神近議員。

○11番（神近勝彦君）

議案第3号について質問をしたいと思います。まず第1点目が、当初の説明のときに今回の1.5%の削減については、現在の市長及び三役についての現在の報酬については、佐賀県下の市の中では最低に近いということの御説明を受けたわけなんです。その点について、嬉野の市長並びに三役についてはどういう状況にあるのか、県下の中で。

もう1点が、1.5%を上回れば職員の給与と逆転をするという御説明もございました。その点について、何%を超した場合、職員との逆転が生じるのか。その2点について御説明をお願いしたいと思います。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

まず、1点目の質問でございますけど、現在、10市の特別職の給与につきましては、県下で現在のところは嬉野市が10番目で最低でございます。

それと、詳しく算出をどのような形でとられるかわかりませんが、職員と逆転するという言い方が、例えば、管理職手当を含めてか、もしくは副課長職で税務課にいらっしゃる職員がかなり残業すればその辺でオーバーするというケースもありますけど、通常の勤務体制ですれば約2.5%から3%近く、2%超えれば多分逆転するんじゃないかということだと思います。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

そしたら、今、県下で一番最低の給与ということなんですよね。ちなみに、そしたら9番目とはどれぐらいの差があられるのかという点ですよね。

もう1点が、結局三役が1.5%カットされることによって年間三十四、五万円の財政効果ということで御説明を受けたわけなんですけど、そしたら、その三十四、五万円という削減効果はどういうところに出てくるんでしょうか。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

お答え申し上げます。

今、この本来の給与からいきますと、減額等もいろいろされておりますけれども、直近の一番安いのが鹿島市ということで約10千円違います。

それと、350千円の効果でございますけれども、あくまで今回のこの350千円という効果が特別どこに出てくるということではないと思います。これにつきましては、これだけの予算を組ませていただきましたけれども、それなりにやっぱり市民の方にも負担を強いておりますし、医療費等の分もかなりあるんじゃないかならうかと思っておりますので、特に申し上げたいのは、5%の補助金のカットをしておりますので、一定のそういう痛みをやっぱり三役等も分かち合うべきじゃないかならうかということで、その部分として減額をするものでございます。

○議長（山口 要君）

ほかにありませんか。西村議員。

○18番（西村信夫君）

神近議員の質問に関連しますけれども、今回の15%、管理職手当のカットで2,281千円ということで説明を受けたわけですが、現在部長、課長合わせてどのぐらいの管理者がおるのか、示していただければと思います。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

現在、管理職といたしましては、部長が9名で課長が19名でございます。ただ、今申し上げましたのは、出向の職員は入っておりません。部長待遇で1人職員は別におりますけれども、庁舎内というんですかね、そういう形では全部で28名ということでございます。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

今回の管理職手当のカットということで、先ほど28名ですかね、そういうことで言われましてけれども、今後、職員がこの管理職手当のカットを受けて、我々も下がるんじゃないかというような動揺があるんじゃないかと思うけれども、その点は……

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午前10時22分 休憩

午前10時22分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第3号の質疑を終わります。

次に、議案第4号 嬉野市食育推進会議条例について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第4号の質疑を終わります。

次に、議案第5号 嬉野市後期高齢者医療に関する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。西村議員。

○18番（西村信夫君）

今回、後期高齢者医療制度について、国の制度についていろいろな問題提起が今なされておりますけれども、本市でこの後期高齢者医療制度の実施に当たって、地区別説明会とか、あるいは老人会等々にお話が進められて、どういうふうな状況で理解をいただいているのか、現状をいただければと思いますけれども。

○議長（山口 要君）

市民生活部長。

○市民生活部長（中山逸男君）

説明会等なんですけれども、お答えをいたします。

まず、老人クラブの役員会にも出向いて説明をしております。そしてあと、各地区の老人クラブからも要請がございまして、今わかっている範囲では、予定まで含めまして11カ所説明に回っております。

説明会に行ったときのいろんな雰囲気というんですかね、やっぱり負担がふえるということで、いろいろそこら辺で話っております。しかしながら、やっぱりこの後期高齢者が発足した理由等を説明しながら、理解を求めています。

以上です。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第5号の質疑を終わります。

次に、議案第6号 嬉野市部設置条例の全部を改正する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。平野議員。

○19番（平野昭義君）

この6号については、山田議員からも一般質問で触れられましたけど、私は塩田町の議員として申し上げますけど、なぜ市長はあれから9カ月しかないのに、しかも、地方自治法第155条をうまく——うまく言うのはおかしいですけど、それをねじ曲げたような感じでされておられますけど、市長の融和と歓声ということが公約でありまして、果たしてこれを塩田の住民の方がどう受けとめておられるのか、把握されておってのことでしょうか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

今回提案させていただいたことにつきましては、合併後初めて組織を変更するというところでございますので、合併後、時間もたっているということもございまして、また、人事の刷新ということもございまして、提案をさせていただいておるところでございます。

全市的にどのような形で一番行政サービスを維持できるかということにおきまして、以前から議員の皆さんからも多数御意見をいただいておりますので、そういうことを踏まえて取り組んだところでございまして、また、いろんな御意見等もあると思っておりますけれども、今まで以上に努力できる組織にしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

先ほども言いましたように、去年の6月、これと市庁舎の設置と2つが出て、1つは10対9で否決されたという経緯がありますね。それはちょうど町民の方もある意味では安堵されたといいますか、よかったといいますか、そういうふうな空気でありまして、有識者の方も余りにも谷口市長が住民感情を無視したような行動をとられるのは、今でもその余韻は残っております。さらにまた9カ月後にこういうふうにされるということは、私はこういうふうなことをするならば、あなたは審議会づくりが上手ですから審議会をもってやっぱりみんなの意見の中から吸収する、または対話集会をもってされるのが順当であって、特に最近、町民の方のいろいろな意見を聞きますと、嬉野はなるほど喜ばしいことでしょう、新幹線で

すね。しかし、同じ市になって塩田の方はどうかといったら、塩田の方は反対の方が多かったと。そういうのが同じまちになって、非常に何か難しい市になったなというふうに私も受けとめておりますから、そういう点では塩田の住民の方の意見に、気持ちに、やっぱり合併してよかったなというふうな、そういうふうな運営をされるのが望ましいと思いますけど、あなたはこういうことを再々提案されておりますけど、それは私ならば企業内で解決する、努力される問題であって、あえてこういう形にまで出さんでいいと私は思いますけど、市長はやっぱり必ず出さんばいかんと思いますか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

議員御承知のように、組織機構を変更する場合につきましては、やはり議決ということが必要なわけでございますので、議案として提案をさせていただいているということでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

それは、議案として出すことは当然でしょうけど、その議案を出す前の、いわゆる塩田町民の感情、そういうことをもっとやっぱり部落に、対話集会があればよかったですから、対話集会をする9カ月間があったはずですよ。ですから、そういう中で、谷口市長も大変でしょうけどやってくださいという気持ちが3分の1でも半分でもあればそれはいいですけどね。今のような感じであれば、片一方じゃ新幹線でどどんうれしい気持ち、片一方じゃ負担をせにゃならんじゃないかというような逆な気持ちがある中でのことですから、やっぱり塩田の住民の方の意見をよくよく尊重して私は提案すべきだったと思います。ですから、私は後でまた最後には反対したいと思っておりますけどね。いずれにしても、塩田町民の意見をよくよく回ってください、毎日。よろしく申し上げます。答弁申し上げます。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

いろんな機会で、いろんな方の御意見を承って、私自身も努力をいたしておりますので、今後ともそういう形で続けていければというふうに期待をしておりますし、また、そういうことをしなくてはならないと思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

1つは、今回のこの部制の改正ですけれども、地方自治法第158条第1項ではということだろうと思うんですけれども、市長はその権限に属する事務を分掌させるため必要な内部組織を設けることができるというふうに158条でなっているわけですね。そこで、第158条の第1項に基づいて部を設置するわけですが、今回はその改正ということで納得するわけです。

そこで、6部制を4部制に改編してあるわけですが、今回の部の分掌事務というものが、いわゆる簡潔に、コンパクトに表現をされているわけですよ。例えば、旧条例で言えば、人事に関することとか、市の安全・安心に関することとか、組織機構に関すること等が総務部からは削除されていると、違う言葉で表現されているのか、それとも単なる削除なのか。

そこら辺をまず1点お伺いしたいのと、それともう1つは、私に言わせれば嬉野市の部署名ですね、これは非常に日がわりメニューとも言われているような状況なんです。どんどんどんどん部名が変わっていくということなんです。その昼の日がわりメニューはうれしけれども、行政の組織の部名がどんどん変わることは、本当市民になじむのかなというふうな気がするわけです。

今回でも見てみれば、現状よりも市民生活部がなくなっているわけですよ。それともう1つは産業振興部、そして、市民生活部がなくなって新たな部署名が誕生しておるわけです。市長はよく市民にわかりやすい組織というふうに言われてきているわけですよ。そういう意味からすれば、市長の主張されるわかりやすい組織とは市民から見れば非常にほど遠いと思います。そこら辺についていかがお考えなのか。

それともう1つは、今回の提案では産業建設部に環境衛生の分掌事務が入り込んでくるわけですね。いわゆるその農業、例えば、産業建設部には農業の関係も入っています。例えば、農業が環境とか衛生に及ぼす影響とか、こういうこともあるかも知れませんよね。それで、下水道が環境に及ぼす影響、こういう部分もあるかもしれないんです。そういうことを考えるとすれば、いわゆる市役所内のチェック体制ということを確認させるという意味では、環境衛生と下水道というのが常識的には分離されるのが当たり前じゃないかというふうな気がするわけです。そこら辺についてどのようにお考えなのか。

例えば、もう1つは主幹が明らかでない分掌事務。1点目に申しましたね。それとの関連ですけれども、主幹が明らかになっていない分掌事務についてはどのような取り扱いを行っていくのか、そこら辺について御答弁をいただきたいと思います。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

まず、私のほうからわかる分だけお答えを申し上げます。

事務分掌の簡潔な表現ということでまず1点ですけれども、このことについては規則の中できちっと定めようということで、できるだけ条例の文言としては簡潔にまとめたほうがいいだろうということでの変更でございます。

それと、今回の組織の中でわかりにくい分があるということですが、基本的には名前の変更はそういたしていないつもりでございます。例えば、企業誘致課とか、新幹線整備課というのはつくりましたけれども、前の分をそのまま大体生かしながら検討した経緯がございます。

それと、3点目の環境と下水道の結びつきでございますけれども、この組織のつくり方というのが、合併前は230名程度の職員がいらっしゃいましたけど、現在は214名程度になっているかと思えますけど、なおかつ外に出ておられる職員もいらっしゃいますので、大体15人以上人が減っておるという形がございます。そういうことで、できるだけ効率的な組織にしたいということが大前提でもございました。ただ、住民の方には最低限迷惑をかけないような組織にしようということも視点には入れております。

それで、環境と下水道の関係でございますけれども、実際、今の職員の体制でいきますと、支所に2人、本庁に2人というような形か、もしくは1.5人ないし、ほとんど三、四人で、実際この環境係というのは、あとはこの組織の中でほとんど保健婦さんとか、そういう女性の方ばかりだったわけです。実務的に非常に動きづらいということがございました。そういうことで、もちろん環境と下水道のすみ分けは非常に難しい点があるかと思えますけれども、鹿島市でも佐賀市でも支所のほうはそういう状態でそれなりにいっているということでございましたので、できるだけ大きな所帯に今後大きな問題が出てくるんじゃないかならうかと思ひまして、できるだけ数がたくさんおる職員のところには張りつけて、そういう環境整備計画等も出てくるかと思ひますので、そういう形で動きやすい組織のほうがいいだろうということが大前提で検討いたしました経緯がございます。

それと、事務分掌の主幹が明らかになっていないということで、4点目でお尋ねですけれども、これについては、現在組織をつくりまして、今年度中に速やかに事務分掌をきちっと把握して課におろしたいということで、この間もちょっと御指摘がございましたけど、まだ、どのような業務をきちっとどのようにやるかという大きな目標はございますけれども、小さいところの本当の事務分掌についてはまだ詰まっていないのが現状でございます。

そういうところで、もしいろいろな点の不都合なものがあれば、ぜひ御指摘をいただければそのように検討をさせていただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

まず、1点目についてはコンパクトにしたということで、いわゆる規則の中で細分化するというので納得いたします。日が変わりメニューという話をしました、部署名がどんどん変わっていくという話で、部長はそう変わっていないと言われますけれども、例えば、6部制が4部制になったわけですから当然統合がなされているわけで、部署名が変わっています、はっきり言ってね。例えば、市民生活部というのがありましたよ、今日まで、企画部もありますよね。産業振興部もある、福祉部もあると。まち整備部というのが今あるわけですがけれども、4部制にして、総務部と企画部と健康福祉部と産業建設部と。まち整備部というのは、いわゆる産業建設部になるのでしょうか。福祉部というのが健康福祉部となるのでしょうか。こんなに変わっていて、そう変わっていないという論法が私は全くわからないんですけれども、私が何を言いたいかという、こういう部の名称というのは、やっぱり市民にわかりやすくするのが当たり前じゃないかと思うんですよね。これは要員の関係で6部制から4部制にしたという、ただそれだけのことのように思えてならないわけですよ。

それともう1つ、問題は部長の仕事の問題です。当初、この部制にするときに、1つの部長は政策集団であるというふうに言われてきたわけですよ。そういうことから見ますと、この規則の中できちっとうたってあるわけですね。嬉野市行政組織の規則ではということがございまして、この中の第5条に部長の標準職能について明記されているわけです。職能機能というのは、職務上の能力、これだけの能力を持っておかにゃいかんというのが部長ですよ。そういう中で、特に政策のことについてここで触れられております。部長として、特に政策問題の提起、あるいは政策情報の提供、そしてもう1つは政策課題への意見陳述というふうな、これが部長の大きな仕事ですよとなっていますけれども、非常に失礼な言い方ですが、中山部長にお伺いをいたします。

思い出に残るもの、印象にあなたが残るもの、部長としてですね。何か政策的な提案でありますか。よろしくお答えをいただきたいと思います。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

名前を、私がちょっと先ほどの御質問に対して一部言葉が足らなかったことがあります。基本的に窓口にお見えになったお客様に対しては、従来どおりそう変更がないということで申し上げたつもりでございます。申しわけありません。

それと、6部から4部につきましては、昨年の6月議会で提案させていただきましたことを骨子に、やはり幹部職員を減らして、実際に政策集団はある程度減らしながら、実務に当たっていただく職員をできるだけ確保しようという姿勢で、こういう形で編成したものでござ

ざいます。

ただ今回、この部の編成に当たりましては、先ほどの環境の分も特に大きな問題でございましたけど、市民生活部が非常にウエートが落ちましたもんですから、それと今回新幹線、企業誘致等のウエートが結構大きくなったもので、どうしても企画部をつくりたいということの意味があったもので、この4部という名前で部長4名を、こういう総務、企画、健康福祉、産業建設部というふうに変えました。

それで、環境あたりを外しますと、保健環境課という名前はふさわしくないだろうということで、その辺の絡みで若干変更になったところもございます。大きく変わっていないという言い方は確かに御指摘のとおりだと思います。

以上です。

○議長（山口 要君）

市民生活部長。

○市民生活部長（中山逸男君）

お答えをいたします。

政策に当たるかどうかわかりませんが、本庁の庁舎のバリアフリーの関係で、塩田の図書館の入り口のスロープが急だというようなことで、教育委員会なんか申し出をいたしまして、何かもう少しやわらかくできないか。スロープをつくりかえるにはまた費用がかかるから、総合支所のほうにあるような玄関に押しボタンがあって、足の不自由な方とかが見えたときにはお知らせができる、そういうふうなブザーだけでも取りつけることができないかということで提言をいたしまして、それは今度は中期財政に載っております。

あと、いろんな話をしていく中で宅配サービスとか、それから、これは県からおりてきたあれですけども、パスポートの発給事務等について取り入れております。

以上です。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

6部制が4部制になったということで、私が非常に思うのは、職員の数だけの部分でその部の改編をされているような気がしてならないんですよ。今日まで6部制にして、結果として4部制も大丈夫だというような業務の中身からして、そういうふうで減らしているような気持ちが伝わってこないわけなんですよ。人が減るけんが6部長おったのを4部長にすると、そういうふうな言い方にしか聞こえないわけですよ。

それで、中山部長に本当に失礼なことをお聞きしたわけですけども、いわゆる部長制というのは、一応政策的にはもっとグレードの高いことに携わっていかれるのが筋じゃないかというような気がしたもんで、例えば、中山部長が言われた分は係長であれ、主任であれ、

課長ぐらいの発想でできるんですよ、はっきり言うて。そういうところじゃなくて、部長というのは、今、国保が例えば、財政が厳しい状況になつとるから国保をこのままでいいのかとか、保険制度自体を考えにゃいかんのかとか、そこら辺のことを考えていただくのが部長制のような気がして、私は失礼ですけど、思えないんですよ、はっきり言って。

議会でもそうなんですけれども、ほとんど市長のほうが答弁としては主にされるわけなんですけれども、よその市議会では部長が政策的なものは具体的に言われているわけですよ。嬉野は県下でもまれにみる議会の答弁の仕方だと。そういうことからするならば、部長は何のためおるのかなと、裏方ばかりじゃないかと。真の部長としての政策をどう考えているかというのが見えてこないんですよ。そういう意味で、私は部長制をこのまま続けていっても、何ら効果があるのかなと。失礼ですけどね、こういうことを思いまして、質問をいたしたわけでございます。

市長、何か私の意見に対してまた違う反論があらわれましたら、部長制の考え方、そして、今後についてもこの4部制でずうっといくのか、それとも要員のなものを配慮して部長制というのはなくすという方向でいかれるのか、そこら辺について御答弁をいただきたいと思います。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

それぞれの各市の部長さんたちともお会いしますけれども、私どもの部長もやはり嬉野市の部長として努力をしていただいているというふうに考えております。また、私どもも三役と部長とのグループをつくっているわけございまして、いろんな機会に御意見、また御提案もいただいております。そういう点では非常に有効的に動いているというふうに思っております。

また、将来的な姿でございますけれども、部長の席でもいつも話すんですけれども、やはりそれぞれの部に分かれておりますけれども、以前から申しておりますように、やはり総合的に市の行政を見ていく立場にあるということで、引き続き提言等もいただいきたいというふうに思っております。

今回の総合的な組織につきましては、合併後いろいろな制度の変化等もございまして、今回このような形で提案をさせていただいております。今後もまた、外部的な変化等もいろいろあると思いますので、それは時によって一番いい形で提案をさせていただければと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

野副議員。

○14番（野副道夫君）

1点だけお尋ねをしたいと思いますのですが、実は、例えば健康福祉部の中に、本庁では3課あるわけですね。支所では要するに1課あるわけです。業務内容を見ますと、おおむね3課の分を支所は1課で消化するということになるわけですが、この場合には支所の健康福祉課については、それなりに本庁の3課分の業務を消化するということになるわけですが、この分についてはそれなりの人員配置というのが考えられておるわけでしょうか、どうでしょうか。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

今回の組織につきましては、基本的に市長とも相談を当然申し上げましたし、また、この組織については各現部長をプロジェクトにしまして、課長なり、各課の副課長あたりの意見も取り入れながら、編成をした経緯がございます。

ただ、人につきましては、まだ配置等の分にして、きちんと決めておるわけではございません。一応今調整中でございます。ただ、その中で、少なくとも窓口等についてはやっぱり現有体制等でいくべきだという認識は常に持っておりますので、その辺については特段大幅に変更になるということはないと思います。

以上です。

○議長（山口 要君）

野副議員。

○14番（野副道夫君）

特に、1課対3課であるわけですから、非常に業務的にも専門的には分散をしてもらうわけですね。この表を見てもみますと、要するに本庁の福祉課に所属する部分、あるいは健康づくり課に所属する部分、あるいはこども課に所属する部分というのが、要するに支所の健康福祉課の中で業務が遂行されなければならないというような表になっておるわけですから、このところはそれなりに人員を配置しながら、支障を来さないようなやり方でやっていただきたいということをお願い申し上げておきたいと思います。

それからもう1点なんですが、産業建設部の中に、農政の中に農業委員会が入ってくるわけですが、これはどのような形で農業委員会の業務を農政の中でやろうという考え方でしょうか。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

お答えいたします。

先ほどの健康福祉課につきましては、それなりの対応を今後検討していくということで御了願したいと思います。

ただ、今2点目の農業委員会については、基本的に建設課、農林課のすみ分けみたいな形で、事業量が多い支所に主体を置きながら、本庁ではあくまで受け付け業務等の形で直接お客様には受け付けをしていただくぐらいの形で進めていきたいということで考えております。

ただ、実際業務としては、やっぱり聞き取り調査、いろいろあるかと思いますが、その辺もし必要であれば支所から参って、当然1人2人とたくさんたまられればそういう形になるかと思えますけど、一応業務を集中するという事で、支所で行い、こちらではそういう農政担当者あたりが、農地法等も詳しい職員等で対応できるんじゃないかという事で、本来業務ではないんでしょうけれども、そういう知識を持ち合わせた職員を配置すればということで考えております。

以上です。

○議長（山口 要君）

野副議員。

○14番（野副道夫君）

農業委員会に対して私が言いたいのは、要するに農業委員会の受け付け業務というのは、非常にプライバシーの問題があるわけですね。どうしても負債を抱えて農地を売らないと財政的に太刀打ちできないというような、そういった非常に隠れた部門で農地が動いていくというようなところがあるわけなんですよ。だから、どっちかと言えば、農政の中での大衆の面前でそういう受け付け方をしてもらっちゃ困るんじゃないかというふうに思うわけですね。それは私たちが困るんじゃなくて、あくまでもそのお客さんが、市民の方が話したくない、しかし、話さなければならないというような現状に陥ってくるわけですから、そこのところはやはり農業委員会は農業委員会として、ぴしゃっとして隔離された中で進めていただきたいなと思うものですから、このことを取り上げて申し上げておるわけですので、そこはぴしゃっとした他人にわからないような形の中でいろいろな受け付けを遂行していくということをご守っていただきたいということをお願いしたいわけですが。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

確かに業務上、そういう問題が特に農業委員会ではあるかと思えます。そういうことであれば、もし個人的なそういう内容について、非常に個人の財産の手放しとか、そういう形のものが出来れば、当然別室で対応するなり、改めて検討しましょうかという形で早急に対応するという事で、本庁で御相談をいただくということもあるかと思えますし、また、足

の持ち合わせといいますかね、そっちに行けないという方であれば、やっぱり支所からお伺いしてその話を聞くという手段は当然とらざるを得ないと思いますので、その辺は、この組織を形成したときにはぜひそういうところには留意をしたいと思います。

以上です。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑はありませんか。西村議員。

○18番（西村信夫君）

先ほどいろいろ議論されておりますけれども、まず、昨年の6月議会でこの機構改革について提案をなされて、合併して余りにも拙速過ぎるんじゃないかということで否決になったわけですかね。その経過を踏まえて、約9カ月間の間にまたこういう機構を出さざるを得んやったということで、なぜ急がなければならないだろうかと思っておりますけれども、それを市長、答弁いただきたいと思います。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

この議決をいただきますと、本年7月からということで予定をしているわけでございまして、そういうことで合併以降、それぞれの業務の中身の変化もあってございまして、御承知のように、いわゆる合併以前のそれぞれの組織を持ち寄って組織をつくったわけでございまして、そういう形で、できるだけわかりやすい、効率的なということを以前から御意見等もあっているわけでございますので、このような形にしたわけでございます。

それとまた、先ほど担当部長申し上げましたように、総体的に人員が減ってきたということもございまして。それと、新しく後期高齢者のいろんな課題とか、そういうのが出てまいりまして、新しい外部の組織もつくったということもございまして、今回このようなことで提案させていただいて、市民の御理解をいただければと思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

効率化を図っていくということで、要員の変化に伴うというのが大きな課題かわかりませんが、6部制から4部制に改めて、21課から17課になすということの説明があったわけですが、この課を17課に削減した場合、市民のサービスに及ぼす影響はどうあるべきかということをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

申し上げます。

課を減らしたということであれば、特段、市民の方にサービスの低下は招かないということで認識しております。ただ、今市長が申しあげましたように、人員の削減と新しい制度がありまして、実際、派遣等で19年度中にふえたのが伊万里のごみ、それから企業誘致、それから後期高齢者等の分もふえておりますので3人と、また今回、税の収納対策について4名ほど新たに、18年度と比べるとそれくらいふえております。それと、退職に伴う補充が2分の1ということでもかなり減っております。それと、後期高齢者等にも人員を割かなくてははいけないし、県から派遣していただいた方がお帰りになるというケースもございますので、かなり人員不足の感じは否めないと思います。

そういうことで、より効率的な組織ということをつくったものでございます。ただ、業務をスピードアップするという形では事業課あたりをぴしっとスムーズに動かすような形は設けておりますので、確かに窓口等でこの課がなくなったというような——なくなったじゃないんですけれども、以前のような細かい作業、説明ができないところがあるかもわかりませんが、その辺はできるだけ市民の方にサービスの低下を来さないようにしたいと思います。

ただ、課を統廃合したということでのサービスの低下というのは、そこまで心配していませんのでございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

サービスの低下は余りないだろうと言われますけれども、市民に対する説明がやっぱり不足するんじゃないかというのは一部認めておられますけれども、この設置条例に対しまして、職員の配置も何も示さないでどういうふうな計画をなされておるのか。

その点ともう1つ、塩田の地区の人たちに、この設置条例が可決になった場合及ぼす影響はどうか。今の窓口についてもどうか。そこんたいを具体的に説明していただきたいと思います。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

先ほども申しあげましたように、まだ人員の配置はきちっとできておりません。ただ、できておりませんと言いながら、この組織の検討委員会の中では今年度、都合11回程度行っております。そういう形で、最終的には人員等も今のところ大体充てておりますけれども、こ

これはあくまで職務上いろいろ、例えば、副課長を配置するとか、主任を配置するとか、一般の職員を配置するという形で非常に変わってまいりますので、その辺の人員の数は大体この程度でいいのかなということはあらかじめ出ておりますけれども、最終の細部の調整と、それから先ほども申しあげましたように、事務分掌がまだきちっと決まっていない部署がございますので、その辺でもかなり人間が動くんじゃないかなろうかと思っております。そういうことで、この分についてはまだきちっと示せないでおります。

ただ、この人員要求については、あくまで職員までおろして検討していた経緯がございますので、全く日常の業務を無視しながら人員を決めているということではないと思います。そういうことだけは御理解いただきたいと思えます。

ただ、確かに申されましたように、一部の今までなかったところの課が集約されたというようなことで、非常に市民の方にわかりにくいという点はあると思いますけれども、先ほど市長が申しあげましたように、随時説明をしていくべきだということで考えております。まず一番の問題としては、新年度の行政嘱託員会でぜひこの問題については早急にお話をさせていただきたいと思っております。

ただ、この形はあくまで、まず今回のこの部の設置にしても市民に言うことも大事だと思いますけれども、基本的には議員さん方に理解を得なければ結局は市民の代表という形でされておりますので、それがまず大事だろうということで今回御提案を申しあげたものでございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

塩田に与える影響。

○総務部長（中島庸二君） 続

もう1つの問題ですけれども、大きな問題ということで、例えば、この合併の基準で申し上げますと、155条の問題で例えば事務所の移動とか、本庁をかえるということであれば3分の2以上の議決が当然必要でございますので、その分については何も触れるものではないし、本庁の機能をこの形の組織で見ていただくとうわかりますように何もいじっていないということで、その分は基本的に市長部局の重要部局というか、政策部局といいますか、企画とか総務は今のところ、はっきり申し上げますとあくまで本庁の組織でありますので、別にこれを例えば嬉野に総務を持っていったり、企画を全部持っていったという話であれば非常に不安がられる面もあるかと思えますけれども、この組織については、基本的に議会等もこちらにありますし、そういう重要な部署については——どこでも重要なんでしょうけれども、そういう市長部局の主なところの部は塩田にあくまでそのままあるということで御理解いただければ、そこまでの不安はあられないんじゃないかということで理解をしております。

以上です。

○議長（山口 要君）

副島孝裕議員。

○6番（副島孝裕君）

今回の部制の件に関しまして、ちょうど1月31日の全協に提出をされましたときに若干の議論はいたしました。そのときと比べて今回提示された内容については、例えば、地域づくり課を設けてありますし、企画課には企業誘致課も併設して設けられておまして、1月31日の全協の我々の意見を受けたそういう改善をなされて、この件に関しては非常によかったなと思っておりますし、特に地域コミュニティの活動がやっと軌道に乗り出したというんですか、準備の準備会あたりが3地区をモデルにして始まっているわけですが、そういうのを進める場合、また特に人口減少、少子・高齢の対策あたりをするときに、やはり地域振興あたりが一番中心になって行政の頭脳を發揮すべきだと思っております。

ただ今回、観光商工部門が企画部に移ったということがちょっと私も気がかりになっておまして、と申しますのは、企画部というのは非常に企画性の高いそういう所管だと認識しております。特に観光あたりは企画性の高い行政につながってまいりますし、商業、工業も部分的に見れば非常に企画性の高い部署でもありますが、ただ、事業部としてやはり特に工業関係は産業性、もうほとんど産業性の高いものであると思います。例えば、企業誘致あたりがなされて、そのまま嬉野市に定住化した企業になるとすれば、非常にそういう工業性という部分が重要視されると思いますが、その点、どういう経緯で産業部門から企画部門に移ったのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

御指摘の点は、確かに一方ではそういうことがあるかと思えます。ただ今回、観光商工課という形で観光商工を企画部に持ってまいりましたのは、やっぱり今議員の御指摘のとおり、企画性の非常に高い、外に打って出るような形のものがあるのではなかろうかということで、こちらに移しました。それと、企画に企業誘致課をおさめておりますように、商工と企業誘致については密接な関係があるんじゃないかということ、商工を産業だけに残すと逆に情報が入りにくいということが1つありまして、すべて企画のほうにこういう形で持ってまいっております。

中身の小さいことをとというか、小さい業務、いろいろ細部にわたっては、そこまでの検討はしておりませんが、商工だけを例えば産業振興のほうに残したときに、果たしてそれで回るのかなということが1つございましたので、思い切って企画のほうに移した経緯はございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

副島議員。

○6番（副島孝裕君）

とすれば、逆にそういう工業性、商業性の高いものが産業部門にないがために非常に行政の中で混乱するというような懸念はありませんか。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

具体的にはどういう問題が発生するかちょっとわかりませんが、すべて行政の中の組織ですので、全くこれから外れて何もできないということはないと思いますので、逆に産業に持ってきたときに私が申し上げましたような問題もありますので、すべてどちらがベストだということはないと思いますので、今回はこういう形で位置づけたものでございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

副島議員。

○6番（副島孝裕君）

3問目です。

県内の他市町を見ましても、結構観光商工に関しては企画の所管になっているところが多いと思います。ただ、今回の組織図を見まして、産業の所管に商業、工業というのがないというのが何か私も気になっておりまして、何らかの形で産業所管のところに商業、工業の部分がどこかにあった方がいいなというように思います。ここの役割を見てもそういうのが全然見えてこないということで、そういう懸念がありますので、最後にその辺を尋ねてみたいと思います。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

今後の検討課題ということで、検討させていただければと思っております。

以上です。

○議長（山口 要君）

秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

機構改革、新人とまだ言えるのかどうかですけれども、本当に難しくてわからないことばかりなんですけれども、現場の声をちょっとお知らせしたいと思っておりますけれども、嬉野支所のほうです。ちょっと塩田、本庁のほうはわかりませんが、嬉野支所のほうの窓口ですね。

例えば、嬉野はアパート住まいの方も多し、それからひとり住まいの方も多し、高齢者も多い。それでやっぱり歩いてこなくちゃいけないとか、それで、1日でアパートの住所がえとかを町内で変更する。そういうのが1日5件あったりとか、それから、例えば福祉課のほうでもでしょうけれども、やっぱり病院の関係で障害者の方も多し。そして、精神の方とか、ちょっと待ってくださいというか、本庁との連絡とかのそういうことの関係かとも思うんですけども、そういう方たちは10分20分待たせるとパニックになります。普通一般でしたら「ちょっとそこで待っていてください」と言っても我慢できるんですが、そういう方たちに役場とかで「ちょっと待ってください」というのは本当につらいことらしいんです。そういう支所の窓口の状態は、本当にぎりぎりの状態だと思うんです。

それで、機構改革に関してもどういふふうになるのか、現場の方たちは本当にまだ知らされていないというか、上のほうで決まってしまうというか、その辺がですね。だから、現場の声をぜひ聞いて、本当に急に駆け足合併というか、嬉野町のほうの立場でいいますと、住民の声も本当に何でこんなになったとねという声も聞きます。だけど、私がそういうことを行政の方に聞けば、合併協議会で取り決めになったから、それはそれで決まっていることだからという答えなんですよね。そのまま住民の方にそういうふうにお話すると、もうそれで二次被害な感じですよ。こう聞きたいんだけど、そういうふうなことで、ああっというふうな感じでもうしぼんでしまうというか、だから、どうしようもないことなんでしょうけれども、せめて総合支所という暫定的な処置をとられているんだしたら、本当に住民、それから現場で働く人たちのために、これ以上の支障がないようにできる限りよろしく願います。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

組織に関しましては先ほどお答えしましたけど、課が減っているということは確かにあるかと思えます。ただ、その組織のお客様に対しての受け付け等は、特に身障者の方、バリアフリーを推進するまちとして、そういう方には十分配慮をしていく組織にしなければいけないと思えますので、その辺は現在の組織等のあり方も検討しながら、どのような形の不都合が出てきておるのか、その部分を検証しながら、今後の人員の配置については検討させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（山口 要君）

職員の下意見が吸い上げられていないという意見。

○総務部長（中島庸二君）続

先ほどお答え申し上げましたように、この組織と人数については一応下までおろしており

ますので、それをどのようにお聞きになったかどうかわかりませんが、職員が全然知らないということはありません。私は少なくとも部長から課長、職員におろしていただいて、こういう形で総枠はありますので、全体の中での動かし方はあるかと思いますが、全く知らないという職員がおれば、それはもう逆に職員がよくないんじゃないかなと思うております。

ただ、例えば、現場で毎日忙しい仕事をされている職員は確かにそれを聞き漏らしたということはあるかも知れませんが、こういう形で進めているという話は下にもおろしてきちんと説明をしてくださいということは申し上げております。

以上です。

○議長（山口 要君）

秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

そのことに関しましては、ちょっと私ももっと早い時期に聞いていましたので、そのことに関しては私のほうがちょっと間違っているかも知れません。

○議長（山口 要君）

ほかいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

田口議員。

○17番（田口好秋君）

1月31日のときに、この前の案を見せていただいたときから若干変わっておるわけですね。そのときの案では社会教育課はなかったんですが、その当日、こういう形にするということがありました。それと新幹線の整備なんかもそのときはなかったんですが、今回出てきております。

そういうことで非常に苦労されたんじゃないかなと思いますが、お尋ねしますのは、いわゆる今度6部から4部、それから21課から17課にされて、今まで何名かの方がいろいろそれぞれにこの組織図の中で、議員さん、これはこうしたがいいんじゃないかとか言われたわけですが、基本的に一番、こういうものをつくられたときに、この合併によって人員削減がなされているわけですが、現有勢力といいますか、今の職員の方に合わせて基本を置かれたのか、あるいは住民の側に立った組織を編成されたのか。まず、そのところをお尋ねしたいと思います。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

非常に難しい問題でございまして、確におっしゃる意味は十分わかります。基本的にこの組織の作り方については、両方の分を採用した形になっているかと思います。

以上です。

○議長（山口 要君）

田口議員。

○17番（田口好秋君）

私もやっぱりこういう形に、今部長が言われるような、そういうことを考慮されてつくられたと思うわけですね。ただ、今後まだまだ削減されるわけですね。そういったときに、またこれを見直さなくちゃいかんというような事態になっていくかと思うんですが、そこのところは今後の計画の中に――今回の議案とはちょっと違うんですが、今後、そういったことが出てきた場合はどのように対処されるおつもりなのか。これは、今度もまた退職される方がおられるし、また、きのうの一般質問の中でもずうっと退職者はおられるわけですので、また補充は退職の半分ぐらいしか補充しないという形でいくわけですから、定数管理の中で果たしてこういった組織がこういった形でその都度されていくのか。そこのところはどう考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

今後の課題でございますけれども、現有の人員というものは、やはり当初の計画にございますように今から減っていくわけでございます。しかしながら、業務としてはより細分化されていくんであろうというふうに考えておまして、また、対外的な関係等もよりまたふえてくるというふうに思っております。

そういう中で削減ということになりますと、なかなか厳しい点もございますので、以前からお話しておりますように、やっぱり組織としては残しながらも、外部に委託できるものにつきましては委託を進め、そしてまた、外部との提携ができるものにつきましては提携をしながら、組織としては運営しなくてはならないというふうに思っております。

また、この部と課、係というものにつきましては、削減できない限度もあるわけでございますので、そこら辺につきましては、やはり法に抵触しない範囲で兼任をしていかないと、1人の職員がやっぱり1.5人ぐらいの仕事をしていくというふうなことで対応しないと乗り越えられないと、そういう形になるのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

田口議員。

○17番（田口好秋君）

そういった形にならざるを得ないなと理解はします。ただ、先ほど野副議員からも指摘が

ありましたように、住民の方がやっぱり相談しやすいような、こういった組織になっても、やはり兼務をする場合でも、それぞれの机の配置とか、部屋の配置とか、そういうものには極力配慮をさせていただいて、進めていただきたいと思います。答弁要りません。

○議長（山口 要君）

太田議員。

○12番（太田重喜君）

先ほどの副島議員の答弁の中でちょっと気になったもんだから、お尋ねしたいと思います。農林関係には企画力は要らんのですか、農林関係には。商工観光が企画のほうに行っているのに、農林を産業にという答えの中で、観光とか商工には企画力が必要だと、そういう考えだから——いいですか、飼料前のホイルクropp化の話も出しました。麦づくりの話も出しました。そういうことに全く取り組まんで、ほったらかしとっていいというのが農林課なんですか。

さらには、今回の一般質問でも言いましたように、国政、農政の大きな誤りの中から現在の5年はもたんだらうと私は指摘もしておきます。集落営農推進、こういうことにつつつを抜かしとって、農林だったら農協か森林組合に丸投げみたいな予算が出ていますよね。それで、この嬉野市はいかに工業開発に力を入れてもまだまだ農林分野における従事者も多うございます。そういうところで、あたかも農林には企画その他が要らんような先ほどの答弁を聞いて、私も啞然としました。そういうことだから、農政をJAに丸投げするような予算書であり、林政のほうは森林組合に丸投げするような施策をとっているんですよ、現在。この点についてどう思いますか。先ほどの答弁について、私はまず副島議員の質問に対する答弁で農業には企画は要らんような受け取り方を私はしました。（発言する者あり）いや、違うんじゃない。何を言うか、黙って聞け。そげん言うけん、座られんたい。

農業者が農業で飯を食っていくには、もうJAに頼っていかなければ農政の中では生きていけないのですよ。だから、日々本気で働く農業者は——いいですか、腹いっぱい動いて回っているんですよ。いろんな商品開発をみんなやっております。そういうのをばかにしたような、商工観光には企画力が必要でも、農林、産業には企画力が必要ないみたいな答弁がありました。この点について特にお尋ねします。

さらに、そういうことだから、何度言っても、ネーミングライツの話も以前も出とったのに取り組めていないんですよ。この点につきまして、まずさっきの、できましたら農林には企画力が要らないような話を聞いた分についてのところだけでございますので、御返答願いたいと思います。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

お言葉を返すようですけど、農林課に要らないという発言はしておりません。ただ、今、太田議員がおっしゃるようなことでお答えすれば、建設だろうが福祉だろうが全部企画力は要るというような格好になりますので。ただ、この企画の特に商工観光につきましては、非常に補助事業等のものが少ないもので、単独の施策が結構多うございます。そういう形で企画が適当じゃなかろうかと。ただ、農林関係はあくまで国の施策が結構入ってきておりますので、それに関連した施策等を建設も一緒でしょうけれども、そういう形のものがありますので、すべてにもうどの課でも企画の趣旨は持っていただいていると思います。それがないということではありませんので、私もそういう答弁をしたということは認識しておりませんので、ぜひ農林でも企画は企画としての担当の主幹の副課長なり課長がすべきだということと認識していただければと思っております。

以上です。

○議長（山口 要君）

太田議員。

○12番（太田重喜君）

あのね、農林でも補助事業だけに頼ったらつぶれていくんですよ。補助がかからないところで頑張っている者がいっぱいいるのは御存じないですか。それじゃ、6月議会にそういうふうなものを網羅して発言しましょう。

以上です。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第6号の質疑を終わります。

次に、議案第7号 嬉野市総合支所設置条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。平野議員。

○19番（平野昭義君）

これについては、いわゆる支所長のことですけど、今、支所長たる仕事の任務、現在どういうふうな仕事をやられて、今後、これを変えた場合はどういうふうに変っていくのか、そういうところをひとつお願いします。

○議長（山口 要君）

嬉野総合支所長。

○嬉野総合支所長（森 育男君）

お答えをいたします。

今、総合支所長の職務ということで御質問いただきましたけれども、現在、総合支所におきましては、合併協議の中で総合支所方式を採用されて、合併後は総合支所として、まず合

併後に混乱が起きないように、そしてまた、行政サービスの低下が起きないようにということを心がけて職員一同で努力をしてまいったところでございます。

特に総合支所長、私の立場としては当然、総合支所全体にかかわる幅広い分野があろうかと思えます。特に今までは所管する分掌事務の調整、それから、特に総合支所におります職員の服務、指導監督、また、地公法に定められます法令の遵守、こういったものを含めて取り組んできたところでございます。

特に地域の防災関係につきましては、その職務として特に気配りをする必要があろうという形で考えてきたところございまして、そういうふうな災害、風水害含めて危機管理に特に注意を行いながら、行ってきたところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

この中身に現行と改正案がありますけど、その現行の下のほうの第4条ですかね、「総合支所長は、上司の命を受けて総合支所の分掌事務を管理し、部下職員の服務について指揮監督するとともに」という棒線を引いてあって、こちらの改正案のほうにはこの棒線の部分はなくなっておりますけど、このとらえ方はどういうふうになっていくわけですか。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

確かに御指摘のとおり、事務分掌の部分を削除しております。ただ、その次の行にありますように、所管区域内の行政事務全般については当然、総合支所の管理部長としてのことでございますので、すべてに携わっていただいて、決裁のことについてはございませんけれども、一応この事務分掌の感じとしては合議という形で支所長の位置づけをさせていただいて、権限をそこで持っていただくという形にしております。

以上です。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

その改正案の4条の上のほうには、「総合支所長は、上司の命を受けて」ということで次につながっておりますけど、私が考えるには、果たしてこういうふうな財政が厳しいときにあれやこれやと約束をつけてして、ほかの人でこれを代用する人がおらないのかと。例えば、副市長でもいいじゃないかというように考えることもありますけど、やっぱりもう少し財政面から来た行政改革で合併したわけですから、そういう点でも、ただ上を向いて歩こうぐら

いじゃなくして、もう少しよく考えて決断をせにゃいかんというふうに思います。

それから、6号については、11回もいろいろ部課長かれこれが議論したとありますけど、私が聞いた範囲では恐らく課長も全く私たちには話はないとかなんとかという話もありますから、大体行政の内部で、ただトップダウン的な物の考え方というのは、これは非民主的であって、ですから私は先ほど谷口市長に申しましたように、第6号のとき言いましたように、もっと市民の意見を聞き、市民とともに歩く行政じゃないでしょうかね。そういう点が非常に最近特に憂うつですか、陰険というですか、何となく行政がおもしろくないというふうに私自身も思うことがありますけど、塩田の町民の方からも、一部では嬉野の方からも聞きます。ですから、そういう点については、今の副市長ですね、総合支所長にでもいいと思いますけど、そういう提案はいかがでしょうか。

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午前11時33分 休憩

午前11時33分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

先ほど総合支所長が申しあげましたように、やはり合併以降、嬉野と塩田のそれぞれの行政の歴史等も違いがあるわけでごさいます、そこをできるだけ早く融和するよという事で努力をしてきたわけでごさいます、総合支所長の役目というものにつきましては、やはりきょう嬉野町内で起こるさまざまなことに対処してきたというふうに考えておるところでごさいます。

そういう点で、もちろん市長も副市長も努力をしなくてはならないというふうに考えておりますけれども、この総合支所長の役割というものにつきましては、私は非常に大きいものがあるということで努力をさせていただければと思っております。

以上でごさいます。

○議長（山口 要君）

太田議員。

○12番（太田重喜君）

私は全く逆の立場で、ここの第4条の棒線を引いた部分を抜けば、極端なことを言えば、指定管理者を総合支所長にしてもいいんじゃないかと思えるような形になっているんじゃないかと。果たしてこれでいいかと疑問に思うんです。

もし仮に3分の2以上の賛同が得られて、市役所本庁が嬉野にもし変わったと仮定したときにそれでいいですか。そういうことも考えられんことじゃないはずですよ。支所長の責務をこの棒線を抜いたしこ抜けば、これは指定管理者の方でもできるような、あるいは囑託の、言い方を変えれば現在の公民館長さんたちでもできるような感じに総合支所長はなってくるような条文じゃないですかね。この点についていかがでしょうか。

私は逆に副市長2名制にして、1人の副市長を総合支所長に充てるというぐらいの考えをしとかにゃ、住民の声を拾い上げて行政に反映させていくというようなことのためにはならんと思うんですけど、どうでしょう。

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午前11時36分 休憩

午前11時36分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

総合支所長。

○嬉野総合支所長（森 育男君）

私のほうから、私の理解しているところを御説明したいと思いますが、実は今回のこの4条の「総合支所の分掌事務を管理し、部下職員の服務について指揮監督するとともに」ということで下線が削除されてありますけれども、その反面、「総合支所長は、上司の命を受けて」という項目がございます。

私は今回、このことにつきましては、当然、総合支所全体に係る幅広い指示等が上司のほうからあるものと思っております。そこの中には当然、ここに掲げております総合支所の事務分掌の調整、あるいは部下職員の服務に関するですね、服務の中には、例えば全体の奉仕者といいますか、職務に専念する義務とか、それから法令等の上司の職務命令に従う義務とか、信用失意行為の禁止とか、秘密を守る義務とか、政治的な行為制限があるとか、こういうふうなものが地方自治法の中にうたってありますので、こういったものが当然上司のほうから指示があるものと、そのように思っておりますので、こういった関係をやはり管理していくことが必要ではないかなと、そのような判断をしております。

○議長（山口 要君）

太田議員。

○12番（太田重喜君）

今の答弁はね、あなたがいつまでも総合支所長というふうなことはなかわけよ。今後のことよ、いいですか。さらに、今言われたことは当たり前のことであって、ただ名前だけで——言い方は悪いんですが、本当に名前だけでいい総合支所長なのか。それじゃ、屋上屋を

重ねるようなそんなものは取っ払ってもいいじゃないかという議論になってくるわけなんですよ。そうじゃなくて、本当に市内全域が融和を持った新しい地域づくりをしていくために、その分担を担うというふうなことで、私はこいじゃおかしか、これを抜いてしまえば飾り物なんですよ。おたくの今答弁になったことは、それは当然当たり前のことであって、公務員が守らにゃならん当たり前のことであって、そのために私がおりますなんて、そんなばかなことにはならんと思うんですよ。そこのところを踏まえて私は、だから、総合支所長にはもっと権威を持たせるべきだというふうなところもございまして、この議案にはおかしいなど。それよりも副市長を2人制にして、副市長の1人は支所に常駐じゃと、総合支所に常駐じゃというぐらいの組織をつくらにゃ、いろんな市民の声を拾い上げて運営できていかんと思うんですがね、どうでしょう。再度その点についてお尋ねします。これは市長にお願いします。

○議長（山口 要君）

総合支所長。

○嬉野総合支所長（森 育男君）

私が今見解を申し上げたのは、今回この4条についてのこの下線の部分ですね。こここのところの見解を申し上げたことございまして、そこのところは御理解をいただきたいと思えます。

そういうようなことで分掌の事務を管理、部下の服務に関する指導監督という下線が引かれたことについて、この分は削除されますけれども、当然、上司からはもっと幅広い、太田議員が申し上げられますように、そういうふうな指示があるものと。それに沿って、やはり管理監督していく義務があるんじゃないかなということを今お話をしたところでございます。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

一部事務のことについてお答え申し上げます。

今回、この横の線を取りましたのは、あくまで部長制の決裁権というのを拡大して、特に4部になっておりますので、中間で今まで決裁の額が5,000千円と2,500千円という形で、支所長が2,500千円でございます。ただ、そういうふうになりますと、本庁の部長が知らないケースも結構ありましたので、全体の総合支所の所管という形ではまだまだ合併してありませんので、すみ分けはどのようにするかという問題がありますけれども、嬉野地区の取りまとめを絶対していただく位置づけとしては、まだまだ必要だということでございます。

ただ、この4部制になりますと、どうしても決裁の部分が非常にうまくいかなくなりましたので、その分を若干ここで削除させていただいている内容になっているということでございます。

○議長（山口 要君）

太田議員。

○12番（太田重喜君）

私はこれを削除すれば、ほんな名ばかりの仕事になってくるんじゃないかという見方をしているんですよ。それじゃ、今後地域に持っていくのに非常に片羽運転というですか、そげんことになってくる可能性があるんじゃないかと。だから、今は嬉野が総合支所なんですよ。まかり間違っても本庁が嬉野に移ったときには、塩田がそういう形になってくるわけですよ。そここのところまで含めて考えて、こここのところを大事じゃないかと私は言っているんですよ。だから、削除するよりも副市長を2名制にして、1名の副市長を兼務という形にするのが私は妥当じゃなかろうかと。こういうふうにししか考えられんもんで、この点について、できたら市長答弁してほしい、お願いします。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えいたします。

副市長2名制度というのは一つの考えとして、これはほかの市もっておりますのであるわけですが、現実的に私どものような市で財政的に考えますと、非常に厳しいなというふうに思っておるところでございます。

2名制度につきましては、もちろん本庁と総合支所担当ということになりますけれども、ほかの市のように内政、外政という担当の分け方もあると思いますが、今の私どもの状況では今の組織でいきたいと思っております。

いろいろ御意見出ておりますけれども、ここの第4条につきましては、先ほど総務部長が申しあげましたように、いわゆる決裁の手續のことでございまして、そういうことで、今回の合議という形で支所長も決裁をいたしますので、その点につきましては問題は起きないというふうに思っておるところでございます。

ただ、先ほど申しあげましたように、決裁の権限の兼ね合いもございまして、本庁の部長が知らないということが起きた場合にトータルの予算の管理という面では問題があるということで、このようなことで取り扱いをしているということでございまして、御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

田口議員。

○17番（田口好秋君）

今議論がなされておるわけですが、私、記憶しておりますのは、1市3町の新市の位置等検討小委員会の中で特別職、いわゆるその当時は副市長じゃなくて助役だったんですが、助

役はそういった支所長にはなれないということだったろうと私は記憶しております。そういうことで、職員じゃないとだめだということですね。だから、先ほど市長の答弁の中で、副市長制2人をした場合、内と外というような中での兼務であれば可能だと思いますが、副市長そのものを支所長というのはできないと思います。そこら辺、確認したいと思いますが。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

仰せのとおりでございます。

○議長（山口 要君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

昨日の続きになるような話もあるかと思いますが、もう一回、質疑をさせていただきたいと思います。

私は現在のこの組織機構では、今の嬉野の総合支所、これは地方自治法第155条に基づいて設置をしているわけですね。嬉野地域の所管区域内の分掌事務を行っているということで、現在の155条に合致した総合支所なんですよ。

そこで、今回の提案ではこの155条に基づかない設置となっておりますね。だから、今回は総合支所を設置するに当たって155条を抜いたことは、何をもとに総合支所は設置したのかというのを毎回聞きよるわけですよ。そこら辺について、もう一回総務部長のお話を聞きたいんですけども、例えば、合併特例法とか法律で、いわゆる地方自治法第155条にのっとって支所を設置しなさいというのは適用しなくてもいいとか、そういう法律があるなら私も納得するんですよ。そういう話し方をされないの、何度でもお聞きしておるわけですね。

それともう1つ、第4条の話が出ました。今、総合支所長は、いわゆる部下職員の職務について指揮監督をすることが今までと変わらないんですよと言っておられるわけですが、支所長の役目である「総合支所の分掌事務を管理し、部下職員の服務について指揮監督する」。今言われたことが今後も仕事としてあるんですよと言われたことが削除されているんですよ、今回は。で、支所長の権限が大きく変わったなと思うわけです。新しい（発言する者あり）いや、そうになっている、読んでください。新しい条例には抽象的な言葉なんです。「所管区域内の行政事務全般について意見を述べ、かつ、必要に応じて調整することができる。」となっていると。先ほどこの文言で、いわゆる今条例化されている部分を引き続きやるんですよと言われたけれども、今の条例の分が骨抜きにされているんですよ、意味がわかるですか。総合支所の分掌事務を管理し、部下職員の服務について指揮監督すると、これか

らもやっていくと言うけれども、それはだめだと今回の条例で削除されているじゃないですか。そのことをまた今後やっていきますというふうに言われているので、私はおかしいような気がしてならないんですよ。

それともう1つ、決裁の話がされました。この総合支所長の仕事の中身を変えたのは、決裁の権限の関係があったので変えましたと説明をされたんですけども、じゃあ、その決裁関係、いわゆる専決の部分だと事務専決及び代決規程に載っていると思うんですけども、今まではこの規程でいけば、総合支所長については金銭的な決裁もあったわけですよ。金銭的な部分については嬉野市財務規則の中にうたってあるわけで、じゃあ、逆に財務規則以外で金銭的なものじゃなくて、例えば、嬉野市事務専決及び代決規程の中での支所長というのは今後どう変わっていくのか。例えば、いろいろありますよね、甲決裁は市長が決裁をする、乙決裁は副市長が決裁とか、部長の専決事項についてもきちっとうたってあります。じゃあ、そうすると総合支所長としてはどこを、専決事項についても全く権限は与えないわけでしょう。そうすると、私に言わせれば、退職前の総務部付かなとか、市長直属の何とかかなというふうに思えてならないわけですよ。そこら辺についていかがお考えなのか、よろしくをお願いします。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

今回、この総合支所の設置条例の一部改正については、確かに御指摘の点があろうかと思えます。その一つ一つでございますけど、この設置の条例につきましては、あくまで地方自治法の趣旨にのって設置をされたわけでございますけれども、この支所長の位置づけ等を考えますと、どうしてもこの155条という取り扱いでは若干不都合なところがありましたので、削除をしたものでございます。

ただ、今回はあくまで先ほどから申し上げておりますように機構改革に伴うものでございまして、基本的に、将来的にはもう50人以上減ってくれば、当然、新たな本庁方式なり分庁方式という形が出てくるかと思えますけれども、それまでの経過措置ということで、ただ、急変な改革は望まないという趣旨が市民の方にも、先ほどから議員の中にもございます。そういう形で、今の対応でどのようにしていくかということが大前提にありましたので、こういう形で進めさせていただいているということで、すべての回答になろうかと思えます。

だから、非常に厳しいところでございますけれども、決裁につきましても、この設置のところにつきましても、そういう形の御理解をいただければということで申し上げているわけでございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

もう一回、そしたらお尋ねしますけれども、今の条例、いわゆる総合支所長は「総合支所の分掌事務を管理し、部下職員の服務について指揮監督する」という部分については、まだ今後に残るということで理解をしいですか。

それと、どんどん続きますけれども、総合支所の権限を変えるための説明ということで、変えるためにこの条例は改正していくんだという総務部長の趣旨説明がありました。そうだとするならば、どのような権限が嬉野総合支所にあつて、今後、その権限というのがどのように変わっていくというふうになるのか。

それともう1つ、改正案の組織構図を見れば一目瞭然ですけれども、いわゆるその地方自治法第155条に基づかない組織機構となっているわけですよ、はっきり言って。したがつて——なつておるわけです。現在の組織機構では、総合支所所管区域の嬉野地区の事務の全般にわたつて事務を分掌できるような組織になつとるわけですよ、はっきり言って。言い方として155条に基づいた嬉野総合支所なんですよ、今は。

しかし、今回提案されたのは、先ほどから申しているように155条に基づかない支所にはなつていないわけですよ。だから、どうしようもなく、155条については今回削除したというような話だつたらわかるんですよ。率直に言えばいいんです。中身は分庁方式に突き進んでいると。しかし、いろいろ問題があるから、こういう文言のこういう改正案しかできないんだと言えぱいいと思うんですけども、そこを何かですね……。だから、先ほどから言うように、155条に基づかないとするならば何に基づいてこの嬉野総合支所というのを設置するんですかと何回でも申し上げておるわけですよ。

初めに申しましたように、合併特例法でそういう特例法の中にうたつてあつたら私も納得するんですよ。しかし、何なんでしょう。そしたら、国保の条例を変えるときは何に基づいて変えますか。国民健康保険税法の一部改正に伴つて条例を変えていくわけでしょう。そういうのがないので私は一生懸命言っているんですけども、そこで、まず最初に質問した権限の問題、それと、もう正直にしようがないけどという話だつたらわかるんですけども、そこら辺についていかがなんですか。

○議長（山口 要君）

総務部長。（「削除した権限が今後もあるとするならば、削除せんでいいじゃないかなるわけですよ」と呼ぶ者あり）

○総務部長（中島庸二君）

第4条のこの権限ですね、これについては削除を一応させていただいておりますけれども、これの文言の中にすべての権限が網羅しているということではないと思います。と申しますのは、「総合支所長は、上司の命を受けて」という文言が上にありますので、すべてを削除

したということでは考えておりません。だから、この事務分掌の中の権限等について、もう少し検討させていただきたいと思います。一応私が申し上げたのは、決裁権者の額の問題を重点にちょっと検討しておりましたので、そういう問題でここを削除せざるを得ないなということで、ただ「上司の命を受けて」という文言は残っておりますので、あくまでその中で財務規則等でも出てくるかと思いますが、その辺のことを検討させていただきたいと思います。

それと、155条の問題ですけれども、現状、支所という取り扱いをしますとエリアの問題が出てまいります、はっきり申し上げまして。そうすると、議員の御指摘のように、支所という名前ではございますけれども、現実には今回、事業課の建設課部門が本庁の領域まで及ぶと思います。ただ、これにつきましては、あくまで部長が本庁におりますので、所管ということですのでいいんじゃないかならうかということの解釈はしております。そういうことで、ただ、この嬉野総合支所という位置づけの中に155条という取り扱いをすれば、エリアの権限規程に若干抵触するという形でこの文言を削ったことはもう間違いございません。

以上です。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

まず、総合支所長の職務の中で上司の命があればということで——上司の命があればということですよ。上司の命があれば、部下職員の職務についてとか、あるいは総合支所の分掌事務を管理することができる、職務についても指揮監督することができるというふうになろうと思いますけど、命がなかった場合はどうするんですか。意味がわかっですかね。

それともう1つ、いわゆる大体中身的なことを、意外と正直なことを言われているんですけど、総務部長はですね。だから、法に基づかない支所だから、じゃあ設置していいのかという、またもとに戻るんですよ。155条の、いわゆる今までは支所の設置に基づいた嬉野総合支所だったんですよ。しかし、エリアの問題があって、その155条でいくなれば、支所の所管区域の部分しか仕事ができないようになるわけですよ。だから、所管区域じゃなくて、ほかのことについても仕事をするから、それは155条に抵触するから外したということでもいいんでしょう。

私がなぜこういう条例にこだわっているかというのは、私ども議員に当選したら、最初に勉強させられるのが御存じのとおり議員必携なんですよ。それには、議員として最低限の常識を知っときなさいということが書いてあるわけです。予算審議の仕方、あるいは決算の審議の仕方、あるいは条例案が提案されたときにはどういうところに着目してチェックをしていくかと。いわば執行部が提案された部分についてのチェックをきなさいという役目が議員にあると言われる。こういうことから、初歩的なものから教えていただくわけですね。だか

ら、私は一生懸命言っておるんですよ。だから、私どもは納得いくような説明をしてもらえないでしょうかと。条例というのが市民の生活とか、いろんな住民サービスに影響してくるわけですよ、条例をどう変えるかによって。だから、そこを説明してくださいというふうに言っているわけです。

その条例について議員必携の中、最低知るときなさいということに何を言われているかという、法律やそれに基づく政令、あるいは県の条例に違反してはならないこととされている。そういうことがあれば違法な条例として無効になりますよと。だから、しつこく言っておるわけです。行政がそのことを無視して条例をつくるとするならば、私どもは議員の責務としてとめなければいけない責務があると思うんです。もう執行部が提案したら何でもいいだろうというのはしてはいけないと思うんですよ、やっぱりですね。だから、先ほどから申し上げているように、何に基づいて今回は総合支所をつくっていくんですかということは何回でも申し上げているわけですよ。もうこれ以上言っても平行線になるかもわかりませんが、私はそういう趣旨で申し上げております。だから、私は単純かもわかりませんが、議員必携をもとに正しく生きようなんて言い方がね。ちゃいぎゃあ分でよかかもわからんけれども、しかし、そのことはやっていかないと、いろんな問題で暴走されたら困るんですよ、はっきり言って。失礼な言い方もわかりませんが、そのことを申し上げておるわけです。

そこら辺について市長はどのようにお考えなのか、もう最後ですので、言いませんので、よろしくお願いします。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えいたします。

議員の御発言の基づかれるところにつきましては承知をいたしておりますし、また、先ほど総務部長が申しあげましたように、今回のことにつきましては、地方自治法の本旨というものにつきましては、やはり体していかなければならないということで、その範囲の中で私どもが判断すべき点がどうかということで、今回、総合支所という現実的な処理の方法を提案させていただいているということでございますので、御理解いただきたいと思いますところでございます。

そしてまた、いわゆる分庁方式という話も出ましたけれども、それにつきましては、先ほど総務部長がお話し申し上げましたように、いわゆる部長というものにつきましては、本来の決裁権のある者につきましては、すべて本庁におるわけでございます、そういう中で、その基本的なところにつきましてはちゃんと踏まえておりますので、そういう点では現在状況の中で総合支所方式をとっていっておるということで御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。織田議員。

○9番（織田菊男君）

ほとんど太田議員と山田議員が言われましたが、ちょっと私が疑問に思うのが、嬉野市総合支所設置条例の一部を改正するというので一応出ておりますが、これは地方自治法の155条に触れていたのですか。そして、なぜ今の時期にこれを出されるか、ちょっと説明をお願いいたします。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

基本的に何度も申し上げておりますように、今回、統括的なもので本庁の部長が業務の責任をすべて負うというような格好になりますので、この155条の規定については外しても業務の支障はないだろうということでございます。

それと、もう1つの問題ですけれども、今回これを出さざるを得なかったのは、基本的に機構改革によって権限等を本庁のほうに、基本的にすべて部長権限決裁で移したことによる一部改正ということで御理解いただきたいと思います。

○議長（山口 要君）

織田議員。

○9番（織田菊男君）

今いろいろ言われましたが、組織図を見たら、支所長の権限は何もないと、宙ぶらりんの状態になっていると思います。部長が直接ということは、太田議員が言われたように、支所長は囑託でも何でもできるんじゃないですか。組織図を見たら、そのような感じを考えますが。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

そういうお考えもできるかと思えますけど、それでしかし、総合支所長が務まるかという問題はあるかと思えます。現在のところ、支所長の業務というのは非常に目に見えないところもございまして、嬉野のさまざまな問題について、すべて表立って活動をしていただいております。そういうこととまた決裁の部分とは若干異なるかと思えますけど、これを囑託でいかどうかというのは、やっぱり皆さんの御意見を入れながら、現在のままで当分の間はやっぱり嬉野、塩田の趣旨を生かしながら進めるためには必要だということで理解申し上げます。

以上です。

○議長（山口 要君）

織田議員、いいですか。織田議員。

○9番（織田菊男君）

ちょっとまた再度ですけど、なぜ今の時期にこれを出されたかというのは、ちょっと私疑問を感じているんです。要するに配置転換の問題もあるし、そういう点も考えましたら、今の時期になぜかと。もっとその辺を詳しく、要するに太田議員が言われるように、私が言いたいのは太田議員がほとんど言われたわけです。そういう点で、なぜ今の時期かなというように感じを非常に持っております。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

今申し上げましたように、組織と絡めて検討した結果、この条例が必要だということで御理解いただきたいと思います。

ただ、今後の問題として、支所長の取り扱いについては当然いろいろな形が出てくるかと思えますけれども、現在は今の支所長の職務権限はこのような形で、どのようなものをあと命を受けて所管として設けるかというのは別問題としても、当分の間はやっぱり嬉野地区の代表者という形の権限なり立場が必要ではないかということで存続させるものでございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

田口議員。

○17番（田口好秋君）

実際に今まで、合併から今日まで総合支所として運営されてきたわけですが、この155条、先ほどからこの問題でいろいろあっております。その総合支所から分庁方式とか、そういうものがあっておりますが、私は市長の一般質問に対する答弁、そして、ただいまの総務部長の答弁、いわゆる本庁と総合支所の関係をこのまま続けるということを信用していきたいと。これがいつまで続くかはわかりません。しかし、合併してまだ今2年ですね。そういうことで信用していきたいと思いますが、やはりそれと先ほどから出ている支所長の問題ですが、やはりそこに「上司の命」とありますが、職務分掌あるいは権限あたりをある程度明確にしたほうがいいんじゃないかと私は思うわけですね、単なる命を受けてじゃなくてですよ。組織図としてはつながっておりませんが、下からの問題はですね、しかし、いろいろな仕事もあろうかと思えます。そういったところで、職務分掌、権限、そういったものを明確にされたほうがいいと思いますが、どうでしょう。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

一応、田口議員のおっしゃる内容はわかりましたので、その辺、この職務権限についてはまた文言として取り上げる方向で検討をさせていただきたいと思います。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第7号の質疑を終わります。

議案審議の途中ですが、ここで午後1時5分まで休憩をいたします。

午後0時7分 休憩

午後1時5分 再開

○議長（山口 要君）

それでは、休憩前に引き続き議案質疑を行います。

議案第8号 嬉野市議会議員及び嬉野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第8号の質疑を終わります。

次に、議案第9号 嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第9号の質疑を終わります。

次に、議案第10号 嬉野市税徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第10号の質疑を終わります。

次に、議案第11号 嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

健康保険税条例の一部改正ですけれども、簡単なことだけお聞きしたいと思います。

この改正案を見よって、私も頭の中、大変混乱したんですけれども、逆に単純な言葉でお答えをいただければと思います。

この改正は、例えば、介護納付金課税被保険者にかかわる改正なんですけれども、1つは、所得割が100分の1.48から1.90というふうに見直しがなされております。それと、均等割、平等割がそれぞれ見直しがされているわけですけれども、このように細切れに改正をして、その結果として、被保険者にどのような負担とか、負担増とか減とか出てくると思いますが、そこら辺について、わかりやすく御説明いただきたいと思っております。

それともう1つは、徴収の、要するに見直し、あるいは国保税の減税についても、目まぐるしく見直しが行われているんですけれども、結果として、被保険者はどのように変わっていくのか、そこら辺について、部長、御説明いただければと思っております。課長でもよかです。

○議長（山口 要君）

本庁保健環境課長。

○保健環境課長（本庁）（山口久義君）

お答えをいたします。

今回の介護分についての改正ということでお願いをしておりますけれども、基本的に、杵藤の介護保険事業所における介護給付費が6年間で35億円の増となっているという背景といえますか、状態があります。現状がですね。その中で、当然、介護納付金という部分の支払金からの請求があるわけですけれども、どうしても今の状態では運営していけないという状況になった中で、いわゆる値上げに関しては、高く上げればいいというものではありませんし、その中で、最低限維持できる改定額、率というような形で、今回、介護保険の介護納付金の改正をお願いしておるところです。

それともう1つが、徴収……。 （「徴収じゃない。市民に与える影響ということ……」と呼ぶ者あり） 市民間の負担ですか。 （「はい。が、何%ぐらい増になるとか、どうのこうののような形で説明していただければ」と呼ぶ者あり）

お答えいたします。

これは、予算編成前の、いわゆる医療も含めてですけれども、試算をいたしまして、その中でどうしても、いわゆる応能応益割というようなところもありまして、50、50というのが崩れておりました関係で、こういうふうな率を一応試算をして、この額にしておりますけれども、全体的に見れば、13%ぐらいだったですかね、ぐらいの増になるかと思っております。ということでよろしかったですかね。 （「徴収の見直しは。国保税の減税等について目まぐるしく見直しが行われている。もう一度、1回目の質問、答弁が足りなかった分、してください。徴収の見直し等々についても、変わってくるわけでしょう。それとか、減税についても目まぐるしく数値的に変わっていますよね。その分の御説明を」と呼ぶ者あり）

お答えをいたします。

徴収方法の見直しということじゃないわけですね。徴収の見直しということ、制度上の改定ということですよ。

今回、いわゆる後期高齢者とかいう制度がふえました関係と、あと、前期高齢者の分、いわゆる退職保険者制度というのが26年度まででしたか、一応、経過措置として残るわけですが、65歳から74歳までは、後期高齢者にいらした方が、やはり一般のほうの被保険者に移られるという、そういうふうなことで、それに伴う、いわゆる口座、年金からの天引き等という形での徴収方法にもなるわけですが、いずれにいたしましても、医療を何とかこのままでいけるかなというところで、今回、介護の分について、ぎりぎりのところでの税率改正という形をお願いしております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

よくわかりました。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第11号の質疑を終わります。

次に、議案第12号 嬉野市営駐車場条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第12号の質疑を終わります。

次に、議案第13号 嬉野市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第13号の質疑を終わります。

次に、議案第14号 嬉野市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第14号の質疑を終わります。

次に、議案第15号 嬉野市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。山田議員、どうぞ。

○20番（山田伊佐男君）

議案第15号ですが、この中の第8条がメタボ対策ですけれども、いわゆる特定健康診査等を行うことになるわけですが、今のところ、高血圧とか高血糖等について検査をするということになるわけですけれども、これはどのような形で、国保の分でもよかったんですが、ここで言いますけど、どのような形でその検査が行われていくのか。いわゆるメタボリック症候群と判定される基準、ここら辺については明確になっているのか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（山口 要君）

本庁保健環境課長。

○保健環境課長（本庁）（山口久義君）

お答えをいたします。

4月から、40歳からの特定健康診査ということで始まるわけですけれども、これについては、いわゆる個別健診と集団という形で実施をいたします。それに基づきまして、例えば、保健指導の判定値、血圧であれば130から139とか、そういうふうな部分がありますけれども、こういうふうなところを、いわゆる成人病予防センターというところを介しての状況になりますので、それを本人とか、例えば、市町村とか、そういうふうなところにデータが来ますので、それに基づいて、例えば、保健指導するとか、例えば、治療を医療機関ですというような、そのような形での実施になってくるというふうに思っております。（「判定される基準」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 要君）

判定基準。（「例えば、血圧は云々とか、血糖値は云々とか」と呼ぶ者あり）

○保健環境課長（本庁）（山口久義君）続

先ほど、血圧は保健指導の測定値としては139までとかですね。血糖が125までとか、それぞれに数値はありますけれども、基本的に、血圧とか、問診とか、そういうふうな形で10項目程度の測定をするという形になっております。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

生活習慣病をなくすことによって医療費を抑制していこうという一つの手法、方策といたしますか、ことだろうと思うんですけど、例えば、私ども男性でいえば、ウエストが85センチですか、それ以上はちょっといろんな今後、健診とか保健指導を行っていくということだと思います。女性だったら90センチ以上なんではないかな。

先ほど、血圧については139以上になれば、それなりの指導を、保健指導なのか、医療での要するに血圧を下げることを行っていくのか、ちょっとわかりませんが、139とい

うのが現在、びっくりしたのは、いわゆる今病院に行けば、160か、そのくらいから、たしか血压を下げる薬を出されると思うんですけれども、何でこういうふうに低く、139という、今言われる血压139はまだ健康な人だと言われているんですけど、こういうふうに基準値がえらい厳しくなったのか、それは生活習慣病をふやさんためよと言われれば、それまでですけれどもね。

そこら辺については、これは厚労省が出した数字なんですかね。普通、160だと、やや高いかないかなという診断だと思うんですけれども、170ぐらいで血压下げる薬をもらったりするわけですね。医療費削減と言いつつ、逆に言えば、こういう基準値を下げて、病院での指導という、健診をして指導ということになれば、血压を下げる薬がどんどん出たり、あるいは血糖値を下げる、この薬でもってメタボをなくそうということにつながっていくのか。それとも、保健指導を中心に、あるいは食事療法とかトレーニングを主体とした保健、そのような指導の中でメタボを、健診をした後は削減させていくという方向に行くのか、そこら辺については担当課としておわかりでしょうか。

○議長（山口 要君）

本庁保健環境課長。

○保健環境課長（本庁）（山口久義君）

保健指導の測定していくことにしておりますけれども、受診の勧奨の測定といたしますか、140以上であればとかいう形での基準値はあります。いずれにしても、生活習慣病の予防という形で、保健指導といたしますか、嬉野市の健康増進によつての、市で保健指導を行い、どうしても数値が高いという方については、医療とかいう形になってくると思います。ですから、よく言われますように、運動とか食事とか、そういうような形での指導をするという形になると思います。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

もう3回目ですので。

私が把握しているのは、健診、指導、受診まで、医療機関で行うというふうになっていると思うんですよ。となると、先ほど言いましたように、薬によってメタボを少なくすることにつながっていくのではないかと。担当課に今お聞きしたのは、じゃあ、健診して、あなたメタボリック症候群ですよと言われたときに、2つぐらい基準値を超せばメタボと言われるわけでしょう。それから、いわゆるメタボ解消のための指導なり行っていくわけでしょう。メタボって、要するに、決めつけられた人は、どういうことでもって、そのメタボを解消するための取り組みを行っていくんですかと。それは、医療機関で行うんですか、それとも、庁舎内で行ういろいろな、保健師さんが指導という立場に立っているような指導をされ

るんですか、どちらのほうに突き進むんでしょうかとお聞きしておるわけです。

○議長（山口 要君）

本庁保健環境課長。

○保健環境課長（本庁）（山口久義君）

お答えを申し上げます。

先ほど申しましたように、データが高かった方については、保健師による直営による保健指導ということで、食事とか運動とか、そういうようなことを利用しての保健指導を保健師で行うということにしております。

医療機関については、特定健診の健診はしてもらいますけれども、また集団健診とあわせての健診になりますが、一部は医療に伴う人は医療をしてもらう形に、医療機関としてなるわけですが、指導としては保健師が行うということで予定をしております。（「もう一回いいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 要君）

はい。

○20番（山田伊佐男君）

結論から、私が申し上げたいのは、先ほど課長が言われたような対策を保健の指導によってということで、保健師さんの指導によってということで続けていくことについては医療費の負担増につながらないけれども、医療によって、その対策を講じるとするならば、もっと、いわゆる医療費増大につながるから、そこら辺のことをお聞きしたかったわけで、本市としては、医療での、要するにメタボの解消よりも、保健師さんあたりの指導を重要視してやっていくと、いわゆる運動とか食事療法でということで確認しておってもいいですね。

○議長（山口 要君）

市民生活部長。

○市民生活部長（中山逸男君）

特定健診のことでお答えをいたします。

今、特定健康診査の希望調査ということで調査を行っております。この中で、集団健診を受けますか、医療機関での健診を受けますかということで、今、選択をしていただくように調査を行っているところです。その方法で健診を行って、先ほどのいろんな基準がございますけれども、指導を要する人については保健師が当たるということで準備をしているところでございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑はありませんか。野副議員。

○14番（野副道夫君）

今、お話があったように、医療機関で調整をする場合もあるだろうし、あるいは保健師で調整をする場合もあるということなのですが、ただ、本当に症候群に値する人が保健師の指導だけで解消されるということになるのでしょうか。恐らく、その指導の成果によっては、いろいろな交付金の中で減額をされる、要するにペナルティーがかけられるということになるというふうに聞いておりますが、そこら辺はどうですか。例えば、症候群と予備群と2つに分けられると思うんですね。予備群については、まだ初歩的ですから、恐らく食生活の指導であったり、あるいは保健の指導であったりする中で解消されてくるというふうに思うんですけど、本当に症候群のところまでいった人が、うちだけの指導でできるのでしょうか、どうでしょうか。そこら辺の見通しについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（山口 要君）

本庁保健環境課長。

○保健環境課長（本庁）（山口久義君）

お答えをいたします。

前回、国保のほうでヘルスアップ事業を行いまして、動機づけ支援、積極的支援ということで行いましたけれども、この中でも、実際、運動とか食事とか活用しながら、ウエストが11センチ減ったとか、例えば、間食だけしないで6センチ減ったとかいう方がいらっしゃいました。いずれにしても、保健師の行う業務としては、メタボに、じゃあ、よりメタボじゃないとか、少ない数値の人とか、高い人とかいらっしゃると思うんですけども、その保健師の業務としての指導の中では、いわゆる簡単なもので保健指導を行う部分と、これはもっといろいろ食事とか、例えば、お酒は半分にしなさいとか、飲んだらだめですよとか、そういうふうな形での積極的な支援を行うことによって生活習慣病者を減らそうということで、一応予定をしております。

○議長（山口 要君）

野副議員。

○14番（野副道夫君）

最近、テレビのコマーシャルで、血糖値が高くても好きなお酒はやめられぬとか、そういうのがあっているわけですね。本当に自分の体を思って指導に対応してくれればいいわけですけども、好きなお酒はやめられぬで、幾ら指導を受けても酒はやめられぬというような方まで取り上げて指導を今からされていくというふうに思うんですよ。

そういうことを考えますと、本当に行政の指導だけでそれができるのかなというふうな感じを持つわけですね。だから、どの程度が解消されるかわかりませんが、努力はもちろんされると思うんですが、そういうことを考えてみますと、非常に難しい業務でもあるし、しかも、ペナルティーがかかる業務でもあるし、本当にふんどしを締めてかかってもらわないと、恐らくメタボの解消にはつながらんじやなかろうかというふうに思うわけですけど、

いかがですか。

○議長（山口 要君）

本庁保健環境課長。

○保健環境課長（本庁）（山口久義君）

お答えをいたします。

議員申されるとおりでありまして、先々、ペナルティーというふうな、数千万円単位での部分とかの金額も出る可能性もあるという状況でございますので、より、25年度でしたか、それになったらそういうようなペナルティーも発生をするという状況にありますので、そういうことがないような形で積極的に推進をしていきたいというふうに考えております。

○議長（山口 要君）

野副議員。

○14番（野副道夫君）

職場は職場として健診があるわけでしょうけれども、国保は国保としてありましようけれども、職場でもそのことについては取り組みはされるわけですね。

○議長（山口 要君）

本庁保健環境課長。

○保健環境課長（本庁）（山口久義君）

職場といいますと、市役所という……。〔「役所でも、ほかの企業体でも一緒でしょうけど」と呼ぶ者あり〕

そうですね。国保は、いわゆる国保の保険者としての嬉野市の分になりますし、あとまた、各保険者では保険者でされます。市役所についても、夏に、例えば、自分みたいな格好でおったら、積極的指導というか、支援を行うということで、総務課長のほうからも聞いておりますので、そういうふうな形で、各医療保険者で推進をされていくというふうになっております。

以上です。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第15号の質疑を終わります。

次に、議案第16号 嬉野市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。太田議員。

○12番（太田重喜君）

1日最大給水量が1,530立米減るようになっていますが、これは現行に大体合わせたも

のですか。それとも、何か要因があつて、1,530立米からの減量になっているのですか。

○議長（山口 要君）

水道課長。

○水道課長（角 勝義君）

この1日最大給水量1万2,400トンにしたものについては、平成8年から今日までの実績と、また、平成19年から平成29年までの予測を立てまして、平成20年度が1万2,400トンということで決定をしております。

以上です。

○議長（山口 要君）

太田議員。

○12番（太田重喜君）

この中で、それじゃ、各浄水場あたりからの最大給水の見込みは、どのくらい見ておられますか。

○議長（山口 要君）

水道課長。

○水道課長（角 勝義君）

一番大きい清水の浄水場で1日7,700トンぐらいでございます。普通、岩ノ下につきましては1日最大で1,000トンということでしております。

以上です。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第16号の質疑を終わります。

次に、議案第17号 嬉野市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。副島議員、どうぞ。

○16番（副島敏之君）

議案第17号の私設の消火栓の料金ですね。これ、公共演習以外の演習に使用した場合と、これの1回につき1,820円と書いてありますが、我々の地区でも、よく会合では、消火栓はあちこちできておるんですが、その使い方がわからんじやいかんと。あるいは、昼にも女性が多いからということで、その使用の方法について訓練をしたいという要望がよくあるんですね。ただ、旧塩田町の時代とはまた別にありましたけど、ここに改めてありますが、これは1回につきということの1,820円の根拠と、それから、そこの部なら部がするとき、部落には何カ所でもありますから、それを例えば、3カ所したいと、午前中なら午前中に。な

るべく、水道の使用量が多いときには省いてくださいということは言うておったんですね。家庭で使用する夕方とか、いわゆる食事をする時間等々については避けてということは言うておったんですが、これはあくまでもその消火栓の1カ所につきということでございますか。その辺をちょっと。

○議長（山口 要君）

水道課長。

○水道課長（角 勝義君）

お答えいたします。

今、議員、ちょっと勘違いされておられるんじゃないかなと思いますが、これにつきましては私設の消火栓、いわゆる公共の消火栓については当然無料でございます。そういうことで、特に企業等は私設の消火栓がございますので、その個人の企業が1回使えば1,820円ということでございます。

以上でございます。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 要君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第17号の質疑を終わります。

次に、議案第18号 嬉野市飲料水供給施設給水条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第18号の質疑を終わります。

次に、議案第19号 嬉野市土地開発公社定款の一部変更について、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第19号の質疑を終わります。

次に、議案第21号 平成19年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）について、質疑を行います。

まず、議案書1ページから11ページまでについて質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案書11ページまでの質疑を終わります。

次に、事項別明細書12ページから30ページ、歳入予算全部について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで、歳入予算全部についての質疑を終わります。

次に、事項別明細書、歳出、31ページから39ページまで、第1款、議会費から第3款、民生費までについて質疑を行います。質疑ありませんか。山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

32ページなんですけれども、5目の17節、塩田工高校長の宿舍、これについて3,010千円予算計上されておりますが、これについては県の所有物だと思いますけれども、これを買って、どういう形で市として活用されるという計画がえられるのか、そこら辺についてお伺いいたします。

○議長（山口 要君）

財政課長。

○財政課長（田中 明君）

公有財産購入費、塩田工業高校校長官舎の跡の購入後の使用予定ということでお尋ねでございますけれども、県のほうから払い下げの意向があるということで、購入の打診がありまして、買いたいという手を挙げたわけでございますが、ALTの宿舍とか、あるいは昨今、職員の県からの招請とかやっておりますので、需要に応じて、そのような利用ができればということで購入を予定したところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

今、たしか空き家になっています、全く使っていないくて、かなり老朽化しているような印象を受けるんですけれども、これを活用するとするならば、かなりの修繕とか出てきそうな気がするんですが、そういう修繕料等かけなくても今使える状態なんですかね。私が見れば、外から見たんですけど、かなり老朽化しているように思えてならないんですけど。

○議長（山口 要君）

財政課長。

○財政課長（田中 明君）

お答えいたします。

使われなくなってから若干時間がたっているようでございます。そういうことで、実際入居するとなりますと、現場の状況に合わせて、幾分かの修繕、手入れは必要になるかと考

えております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

例えば、ALTの宿舎とか言われましたけれども、じゃあ、ちょっとはつきりわかりませんが、現在、塩田地区のALTさんなんておられますかね。

○議長（山口 要君）

財政課長。

○財政課長（田中 明君）

現在は、ALTは1名です。外国人としては1名、日本人が1名ということで、2名のALTを配置しておりますが、外国人としては1名でございます。塩田地区には在籍はしておりません。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑はありませんか。神近議員。

○11番（神近勝彦君）

ちょっと関連から、先にいきますね。

今の分で、ALTは今1名の方なんですよね。それ、たしか嬉野のほうに今引っ越しをされているわけなんですけれども、そしたら、将来的に、また2名の配置ということが出てくるのかですね。今、1名さんが結局、外国人としては対応されているわけですよ。その方は、今、嬉野のほうの宿舎を利用されていらっしゃるわけなんですよね。今回、購入されることが結局、ALT等の宿舎にということで御説明があったわけなんですけれども、そうなれば、嬉野と塩田にというふうに2カ所、極端に言うたら、宿舎が発生するわけなんですけど、そしたら、仮にALTとすれば、今後また2名のALTを採用されるお気持ちなんですか。

○議長（山口 要君）

教育次長。

○教育次長（桑原秋則君）

お答えします。

現在、ALTにつきましては1名の外国人の方、そして日本人の方を1名、合わせて2名おられます。4月以降も、続きまして、外国人、あるいは日本人の外国語指導助手ですね、一応2名体制でいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

とりあえず、20年度は今の現行のままですよ。だから、将来ですよ。極端に言ったら、21年度とかになったら、極端に言うと、そういうふうに宿舎を購入されるということは。結局、A L T等の宿舎として利用したいという財政課長の御答弁だったわけですよ。今の現状でいけば、1名さんしかいらっしゃらなくて、1カ所だけで今対応できているわけなんですよ。現状として。仮に、A L Tに使うとなれば、結局、今現在、嬉野にある宿舎と塩田に今度買う宿舎ということで、2カ所の宿舎が存在するようになるわけなんですよ。そうになると、今、1名ということをお願いをしている外国からのA L Tが、また19年の途中までみたいに2名さんの外国人A L Tというふうな体制をとっていかれる予定なんではないかということなんです。

○議長（山口 要君）

教育次長。

○教育次長（桑原秋則君）

将来と言われましても、一応今の体制ではそれで日本人の外国語指導助手、それから外国人の外国語指導助手、一応2名体制ではいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

所管のほうで、こう聞くのは、ちょっと申しわけないんですけども、財産購入ということでお尋ねをしているわけなんです。私は、学校教育課のほうからは、今後、外国人のA L Tはこのまま1名体制、もしかしたらなくなって、日本人のA L Tというふうな形でいくようなことをお聞きしているわけなんですよ。そういう中で、結局、購入の理由がA L Tという理由でいくと、結局、学校教育課との方向性と財政が考えていらっしゃる方向性がずれてくると思っているんですが、その点はどうなのでしょう。

○議長（山口 要君）

財政課長。

○財政課長（田中 明君）

お答えいたします。

私、先ほどの答弁の中で、A L Tに限定した答弁はしてないつもりでございます。A L Tにも使えると。今現在は嬉野のものの法務局跡に外国人のA L Tさんはいらっしゃいます。それがいつまでなるのかということもはっきりした状態ではございません。嬉野地区を拠点として回っているという状況の中で、嬉野のほうがいいということで住まわれていることも

あろうかと思えます。状況が変わったときには対応もすぐできやすいようにということも含めまして、また、いろんな県からの招請ですね、こういった職員の住宅としても使えるという判断をいたしまして、購入の予定をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

そしたら、またほかの件でいきます。

そしたら、同じく32ページ、一般管理費の旅費なんですけど、今回、192千円減額というふうなことでございます。内容は、中央研修所入所等ということになっておるんですが、これは多分、職員さんがいろんな専門の職種についての大きな研修に行かれるときの旅費だと思うんですよね。最初、525千円つけてあったということは、ある程度の人数、ある程度の会場の方向というのは決まっていたと思うんですが、今回192千円減額になったということは、人数が減になったのか、それとも、そういう研修そのものが少なくなったのか、そのあたりはどうなんですかね。

○議長（山口 要君）

本庁総務課長。

○総務課長（本庁）（片山義郎君）

当初の予定では、中央研修には3名を予定しておりました。開催時期等もありますので、こちらの業務の都合上で、実際は2名研修に出しております。

それと、研修場所が中央研修所は千葉にありますが、今回、滋賀県のほうでも研修ができるということで、滋賀のほうにやっております。その分の旅費等が、人間の減と旅費等の減で192千円の減額になっております。

以上です。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

32ページの企画費なんですけれども、負担金で、バスの停留所の共同ポール負担金ということで500千円計上されているわけですが、通常、常識的に考えれば、共同化するに当たっては、何社かのバス会社が負担するのが妥当だと思いますけれども、市がこのように負担金を出したということについては、何かの理由があるんですか。

○議長（山口 要君）

企画課長。

○企画課長（三根清和君）

お答えいたします。

今回のバス停留所の共有化につきましては、これは合併する以前に旧嬉野町のときにも、その申し入れをずっとやってきておりました。今回、嬉野市になりまして、UDですね、ユニバーサルデザイン、また、人に優しいまちづくりというのを掲げておりましたので、今回、話し合いをいたしまして、それがまとまりまして、また、祐徳自動車さんも利用者の利便性を図るということで、ぜひJRさんと話し合っただけでやっていきたいということでございましたので、今回、これは3分の1相当額でございますが、今回、市にとっても利便があるということをとらえまして、今回500千円の負担をお願いしているものでございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

3分の1負担ということで、JRバスと祐徳バス、西肥バスもかかわってくるのでしょうか。それはいいんですけど、共同化するバス停の数といいますか、どことどこどこを共同化するのかですね。じゃあ、負担するに当たって、従来のほかの地区でやっておられるバス停の共同化のポールの方式でいくのか、それとも、例えば、有田町あたりは有田の陶器を使ったバス停というか、有田のイメージを創出するバス停のポールになっておるんですけども、そこら辺については何か工夫された共同のポールになるというふうに理解していいのでしょうか。

○議長（山口 要君）

企画課長。

○企画課長（三根清和君）

お答えします。

有田町につきましては陶器でつくられておりますけど、これは行政のほうを立てられているようです。今回、区間といたしましては、祐徳バスとJRが競合いたします一位原から嬉野のまちまでということになります。

本数にいたしまして17本ということで、上り、下り合わせますと偶数になるところでございますが、ちょうどマルキョウの前のところですね、下り線といいますか、嬉野駅のところが片方だけに停留所を設けてあります。これは、お客様の利便性ということでございますので、そこが片方だけですので、総数で奇数という形になります。

先ほど言いましたように、人に優しい町を掲げておりますので、それにふさわしいデザインということで持っていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

じゃあ、最後の質問ですが、いわゆる共同ポールというのは、通常バス停のポールが今まで2本か3本あるわけですよね、JR、西肥のところもバス停が一緒のところもありますけれども、これについては単なる、単純なポールを一本化するだけということで理解をしいいんですか。それとも、従来のそのようなポールじゃなくて、何らかの工夫がされているんですかね。工夫をされているというのは、どういう工夫がされたポールなのか、そこだけお答えいただきたいと思います。

○議長（山口 要君）

企画課長。

○企画課長（三根清和君）

お答えいたします。

ちょうど国道ですが、俗に昭和通りですね、ここが今、電線の地中化を国のほうでやっていただいております。それにも合わせてということになりますけれども、やはり景観を重視したいというのも1つありましたので、あのようにつきりとした道路になりますので、そこに2本も3本も立っているのは、景観上もよくないだろうということで、今回、1つにまとめてですね、景観を考えてポール作成に入りたいというふうに思います。

以上です。（「通常の丸いポール。ただ、それだけのこと」と呼ぶ者あり）

通常の丸に、下に四角があって、そこに時刻表がついて、一番下はコンクリートで巻いているという、そういうふうなものではございません。言ったら、有田町がつくっておられまのような感じになるかとは思いますが。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

以上です。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑はありませんか。副島孝裕議員。

○6番（副島孝裕君）

同じ6目の企画費の11番、需用費の印刷製本費、括弧して総合計画の6,125千円という多額の減額になっておりますが、この説明をお願いします。

○議長（山口 要君）

企画課長。

○企画課長（三根清和君）

お答えいたします。

需用費の、今回6,125千円の減額でございます。これは、総合計画をつくっていただきました印刷製本に係る分でございます。今回、入札を行いましたところ、非常に安い金額を入札された業者がありましたので、それを採用し、契約いたしましたので、残になったと、入

札減になったということでございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

副島孝裕議員。

○6番（副島孝裕君）

それでは、入札で決定した額は幾らですか。

○議長（山口 要君）

企画課長。

○企画課長（三根清和君）

ここが、当初7,875千円、6月補正でお願いした額でございますが、入札の額が1,749,300円ということになりましたので、612万四千幾らの不用額になったということで、今回この額でございます。

○議長（山口 要君）

副島孝裕議員。

○6番（副島孝裕君）

3問目です。

いや、これを見たときにですね、我々には、これが19年の8月21日、こういうものをもらったとですよ。これ、議会でいただいた、こうとめたもので。非常に減額があったから、これで済ませているのかなというふうに解釈をしてですね。それで、これは嬉野町時代の最後の第4次さわやかプラン、これなんか、すごい写真入りのあれがあってですね。それで、私としては、個人的に、ああ、これに変えたのかなというふうな気もしまして、今の質問をしたわけですが、実際は、こういうきれいな冊子があるわけですね。回答をお願いします。

○議長（山口 要君）

企画課長。

○企画課長（三根清和君）

お答えいたします。

議員の方々にお配りしたのは、ちょうどまとまった分を原案となっている部分でお渡しをいたしております。だから、その印刷は自前でした印刷物でございます。これに、最終、今年度末でいろんな事業の数値が変わったり、またしている分もありますので、そういう調整をした後に印刷をかけるということで、旧嬉野町でつくりましたそのような印刷物に仕上がる予定にしております。

以上です。

○議長（山口 要君）

田中議員。

○7番（田中政司君）

今の質問と同じことだったんですけど、6月の補正で7,905千円か上がっておったとですよ。これ、国、県の多分補助金、満額やったと思うわけです。たしか、総合計画のこの需用費がですね。そういう中で、入札をして安くなったということなんですが、こういう数字を見ると、信用でけんわけですね、今から先の入札そのものがですね。どういうふうにして、初めの7,900千円という需用費をはじき出されたのか、そこら辺のちょっと具体的な経緯を若干お話ししていただけないでしょうか。なぜ、こんなふうになくなったのか。後々のですね、これかなり、こういうふうな今から先、計画をつくっていく段階で響いてくると思うんですよ。あのときはこんなに安くできたというのと、これから、どんどんどんどんまた、古湯だなんだかんだ、リーディング事業の計画書をつくっていく段階において、この減額はかなり、私、後々響くと思うんですが、そこら辺、御答弁をお願いします。

○議長（山口 要君）

企画課長。

○企画課長（三根清和君）

お答えします。

入札ですので、何とも答えようがないんですが、当初、予算をお願いするときは、こういう印刷物をされたところの市などに聞いて、大体の額をお願いするわけです。今回、6社程度の指名を行いまして、入札を行ったわけですけども、本当、ここだけは極端に低い額で入札をされました。ぜひ、嬉野の総合計画をつくってみたいという意気込みがあられたということだと思いますけれども、これがほかの印刷物にこの額を適用されるかといいますと、それはちょっと無理じゃないかと思います。今回、特別に安くされましたので、その辺は私たちもちょっとびっくりしたような状況ですけども、そういう答弁しかできませんけど。

以上です。

○議長（山口 要君）

田中議員。

○7番（田中政司君）

6社の入札でやられたということなんですが、今後ですね、今後といいますか、非常に安くなったことは非常にいいことなんですが、いいことなんですが、これが尾を引かないようにといいますかね。変な意味で。尾を引かないように、ちゃんとした後々立っての入札かれこれについてはぜひ慎重にやっていただきたいというのを切にお願いをしておきます。答弁は要りません。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

同じ32ページなんですけど、一般管理費の委託料、これは昨年も御質問したわけなんです。職員健康診断。これが当初3,730千円が今回780千円減額になって2,950千円ですよ。一昨年初が3月補正では2,828千円ということで、今回は、どちらかといえば140千円ちょっとほど健康診断の分が上がったと。ということは、それだけ受診された方がふえたのかなという気がするわけなんですけど、昨年も質問をしたように、全職員の方が健康診断を受けられたのかどうかということです。昨年質問したときも、入院をされている方とか、自分で個人的に病気があって定期的にとか、半年に一遍とかということで健康診断を受けている方とかいるから、すべての職員がこれを受けるわけじゃないということをお聞きはしているんですけど、しかし、確実に全職員が受けているのかどうか、把握はしていないという、たしか答弁だと思うんですよ。

今回、当初予算から比べれば、またこういうふうにならなくなったわけなんですけれども、全職員が、個人的であれ、すべての職員さんが健康診断を受けたということをお聞きはしているのかどうか。その点、いかがでしょうか。

○議長（山口 要君）

本庁総務課長。

○総務課長（本庁）（片山義郎君）

昨年の質問も記憶にあります。ことし、平成19年度は非常勤嘱託職員を含めて264名受診しております。それで、全職員は、この職員健康診断を受診していません。それは、人間ドック等で受診された方もいらっしゃいますので、一応、法令上、5つの項目ですね、これは自覚症状とか、身長、体重、胸部エックス線とか、血圧測定とか、この分については事業所に責任がありますので、2月の末に各職員あてに、その分についての必要最小限の結果表はコピーでいいので、人事係のほうに出してくださいということでお願いして、集めているところです。この分については、副市長が管理者ですので、そこで管理するようになっております。

以上です。（「いや、そしたら、全職員が受けているかどうかという把握はまだできていないの」と呼ぶ者あり）

今、人間ドックの受診者と照らし合わせながら、その結果表を提出していただくようお願いしているところでございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

今、ちょうど取りまとめ中ということなんですけど、やはり、これは確実に本当、全職員が受けるようにということですよ。人間ドックにしる、個別診断にしても、必ず全職員が、結局、健康診断は年に一遍必ず受けるようにということ去年も私、お願いをしたわけなんです。

それは必ず把握をしてください。そうしないと、合併当時のあの激務の中で、昨年も言ったように、何人もの課長さんたちが倒れられて、入院されて、そして早期に退職されてという現状があったんですね。そういうことを考えれば、やはり年1回の健康診断、物すごく大事なんだからということで、全職員が受けてくださいと、把握をしてくださいというお願いをしたわけなんですけど、そのあたりは必ず徹底をしてくださいね。把握ということに関しては。

もし、されていない方がいらっしゃったら、追加診断でも結構だから、私は必ずすべきだと思うんですけども、その点はいかがでしょうか。

○議長（山口 要君）

副市長。

○副市長（古賀一也君）

お答えいたします。

職員の健康の安全につきましては、日ごろ注意を重ねておるところでございますが、定期的な職員の健康診断につきましては、今、議員御指摘のとおり、また、今は調査をして、提出おられない分について、今その受診結果を集めておるところでございます。もし、再度チェックをいたしまして、提出されていない分については、改めて受診をさせるか、そういったことで資料を収集いたしたいと思っております。全員受診をということで実施をいたしたいと思っております。（「お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

38ページなんですけれども、1目の地域子育て支援センター事業ということで、この事業の割にはかなりの額、2,582千円という減額補正をされているわけですが、これについてマイナスとなった要因についてお伺いをいたします。

○議長（山口 要君）

こども課長。

○こども課長（本庁）（井上嘉徳君）

ただいまの御質問についてお答えいたします。

平成18年度までは吉田保育園での地域子育て支援センター事業を行っておりましたが、対象児童数や実際の参加される親子の数など、だんだん減ってきたということで、実態として、行事については嬉野保育所が実施する同事業と合同ということ、また、電話相談や園庭開放などはあっておりました。しかし、在宅支援等がちょっと行われていなかったということで、平成19年度の契約をしなかったということで、この部分の金額を減額させていただいております。

以上です。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

ということは、吉田保育所分がそのまま戻ってきたという理解をしていいんでしょうか。

今後については、吉田保育所での子育て支援事業ということはある得ないということで、どこかに一本化するか、それとも、ほかの保育所、保育園あたりでやられるという計画があるんでしょうか。

○議長（山口 要君）

こども課長。

○こども課長（本庁）（井上嘉徳君）

今後、吉田保育園でしないということではなくて、これからの次世代育成支援ということで、そういった計画もつくっておりますので、これからまた指導していきながら、こういったことでも充実させていきたいと、こちらでも考えております。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。副島孝裕議員。

○6番（副島孝裕君）

さっきの追加質問、よかでしょうか。32ページの。ちょっと1点聞き忘れて。

○議長（山口 要君）

じゃあ、今回だけ、1回だけ。

○6番（副島孝裕君）続

済みません。

ただ、総合計画のまだできていないというふうな課長の説明でしたけれども、ちょうど18年度の決算のときに、古湯の基本構想報告書をいただいたときに、ある一部、コマーシャルの入った、会社名の入った報告書というのがあって、それは企画のほうで、そういうのは絶対今後ないようにしますということがあったとですけども、でき上がってしまってから、ただ、何せ、非常に入札の金額が本当に予定価格とすれば大幅に差がある関係で、仕上がったものに、やはり変なところが入ってくるとすれば、もう仕上がってからはどうしようもないわけですから、その点は十分に注意していただきたいと思いますが。

○議長（山口 要君）

企画課長。

○企画課長（三根清和君）

お答えします。

古湯の基本構想、基本設計のときには業者名が入っておりました。これは本来、入るべきものではありませんので、それは十分に注意していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。田口議員。

○17番（田口好秋君）

ある意味では単純な質問になりますが、いわゆる37、38ページ、社会福祉費と児童福祉費ですね、民生費の中の。物すごい減額補正なんですけど、いわゆる不用額が出たということだろうと思います。その中で、先ほど申しましたように、単純な質問です。児童福祉費の中で、83,640千円に対して20,000千円の補正減がっております。ただ、公立保育所は、1億円の中で全く補正がない。私が、何でかなと思ったわけですけど。こういったことになった理由をちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（山口 要君）

こども課長。

○こども課長（本庁）（井上嘉徳君）

お答えします。

児童福祉総務費の中の市内保育園運営費20,516千円の減額、広域保育園運営費は1,767千円の増額ということでお願いしておりますが、これにつきましては、児童数が延べ246名減額の見込みということがございます。

それと、保護者の所得階層ということで5階層、要するに所得税額が課税される世帯、それから、3階層は所得税は課税されないが住民税課税世帯、ここら辺の振り分けが課税世帯より非課税世帯のほうが多くなってしまったというようなことで——申しわけございません。支出の運営費のほうについては、あくまでも児童数が減ったということでの減額でございます。先ほど申したとおり、延べ246名が減っているような状況でございます。

公立保育所で、特に補正がないということにつきましては、運営費自体は市が持つということでございますので、特にこちらのほうから支出する部分については人件費等、そういったことでございますので、ここには反映してこないと思います。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑はありませんか。田中議員。

○7番（田中政司君）

32ページの13節、委託料の業務委託ですが、3,145千円の減額ですね。この委託料が、当初でいきますと、大体1,180円の8時間で、20日間働いてもらって12カ月の3名分ということで、たしか計上されていたというふうに思いますが、この減額の理由につきまして質問いたします。

○議長（山口 要君）

本庁総務課長。

○総務課長（本庁）（片山義郎君）

この業務委託につきましては、人材派遣等の委託を予定しておりました。これは、産休代替職員の人材派遣を予定しておりましたが、不要になったということで減額しております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

田中議員。

○7番（田中政司君）

不要になったんですね。そういう人が見つからなかったじゃないですね。不要になったんですね。確認です。

○議長（山口 要君）

本庁総務課長。

○総務課長（本庁）（片山義郎君）

不要になった分です。見つからなかった分ではございません。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

33ページ、交通安全対策費なんですけど、あくまでもここは財源内の補正なんですけどね。ただ、金額でいくと2,450千円という金額は、交通安全員さんのたしか制服代とちょうど合う金額になるんですよ。仮に、これが制服代だったとすれば、国県支出金が一般財源になった理由をお聞かせ願いたいんですが。

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午後2時7分 休憩

午後2時8分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

ただいまの質問に関しては、後ほど調査をさせて、再質問の機会をとらえたいと思います。

（「わかりました」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで、第3款、民生費までの質疑を終わります。

次に、歳出、41ページから45ページまで、第4款、衛生費及び第5款、農林水産業費について質疑を行います。質疑ありませんか。川原議員。

○8番（川原 等君）

45ページですけど、林道事業費の普通林道開設事業、これは上不動線でマイナスの13,580千円上がっております。工事請負費で、この分がどうして実施できなかったのか、その理由を伺いたいと思います。

○議長（山口 要君）

川原議員、もう一度質問をお願いいたします。今、到着いたしましたので。

○8番（川原 等君）

45ページですね。3目の林道事業費、15節の工事請負費です。普通林道開設事業で上不動線、13,580千円の減になっています。これだけの工事をする予定であったのが取りやめになったと思いますけれども、その理由を伺います。

○議長（山口 要君）

支所農林課長。

○農林課長（支所）（松尾保幸君）

お答えをいたします。

議員御承知のとおり、林道上不動線は最終の年度ということで、今回、26日に開通式をやるわけですが、最終年度で、当初組んでおいた事業費から大幅に減額になったということは、結局は入札残ですね、そういった形が出たということでもあります。延長では246.5メートルということで、ぴしっとそれ以上に変更できないということで、もう固定すると、最終的にですね。そういった事業費を精算しながら、もちろん入札の残もありますけれども、そういったことで精算的な事業費ということで減額になっております。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。平野議員。

○19番（平野昭義君）

43ページ、農業費、農業振興費の中の中山間地域直接支払が2,097千円マイナスになっておりますけど、今のマイナスになった理由と、それから、現況の嬉野市の中山間地域の面積、それから、今後、国の補助の制度のあり方など、よろしくをお願いします。

○議長（山口 要君）

支所農林課長。

○農林課長（支所）（松尾保幸君）

お答えをいたします。

中山間地域等直接支払制度の今後の減額については、これは塩田地区ですけども、堤ノ上地区の通常単価、いわゆる10割単価と申しますが、協定事項の中で、10割がどうしても達

成できなかったというようなことで、8割単価に変わったというのが大きな減の内容となっております。それと、あとごこごがございまして、例えば、公共用地のつぶれ地とか、そういったやつで面積が減になったというような要因もございます。そういうことで、今回減額をお願いしているところでございます。

面積については、ちょっと今、詳細の資料が手持ちにございませんので、今後の方向性については、結局、今までは10割単価でいきよったんですけれども、集落で独自で自分たちでいろんな協定事項を設けてやると、結局、集落が主体となった取り組みに対して、主体性を持たせるといような形で国のほうはやっておりますが、そういった内容で、従来の補助金の内容等について若干見直しも出てくるんじゃないかというふうに私たちは思っておりますけれども、今のところは別に、こういった内容で変わるよというような状況はございません。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

私、初めて聞きましたけど、堤ノ上と聞いて、うちの部落ですけど、結局、何か、8割の該当やったと、中身がですね。ですから、その2,000千円の中で堤ノ上を受けたマイナスは、大体どのくらいぐらいですか。

それから、その8割になった理由ですね。例えば、草刈り機をせんやったとか、いろいろあると思いますけど。

○議長（山口 要君）

支所農林課長。

○農林課長（支所）（松尾保幸君）

お答えをいたします。

10割単価の要件として、共同取り組み活動というような中で1つとらえてあったというように私も記憶しておりますけれども、その中で、従来、ヘリ防除、農協のヘリ防除あたりが対象になっておったということでございますが、そういったヘリ防除についての考え方が若干変わったということで、どうしてもそれを入れないと共同取り組み活動の1つの要件としての達成ができなかったということで、今回の制度の分で、あと、前年度分の、実は17、18年度と既に今回の取り組みをしていますけれども、2年度分の返還金まで含めた減額というように今回お願いしておりますが、そういった条件にちょっとかみ合わなかったということで減額になったということでございます。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

ヘリ防除ということは、結局、私は初めて、うちの生産長が何も常会で言わんけんが、初

めて今聞きましたけど、結局、17年、18年のへり防除の予約のしこら、国に出した予定面積より下がったとか、そういうふうな理由が主な理由ですか。それとも、ほかのまた理由なんですか。

○議長（山口 要君）

本庁農林課長。

○農林課長（本庁）（宮崎和則君）

ただいまの御質問にお答えしますけれど、今の中山間は、17年度から21年度までの5年間の事業でございまして、当初の計画からこの5年間、どうしても当初の協定、集落の中で計画をされる場合、5年間を通しての計画達成ということになりますので、そのようなことから、堤ノ上区がどうしても事業を計画どおりできないということからによるものでございます。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。神近議員。

○11番（神近勝彦君）

45ページ、造林費の中の流域公益保全林整備事業ということで上がっております。減額的には366千円と少額なんですけど、歳入から見ていくと、県からの定額補助は1,514千円減額されているわけなんですよね。一番最初は、県のほうから3,174千円委託になっていたのが、今回1,514千円減額をされ、トータル的には366千円の減額ということは、差額の分は全部一般財源で補てんをするという形になっているわけなんですよね。

何で、歳入の分の1,514千円まで減額された事業になってしまったのか、そのあたりはどうなんでしょうか。

○議長（山口 要君）

支所農林課長。

○農林課長（支所）（松尾保幸君）

お答えをいたします。

流域公益保全林整備事業という事業でございまして、これは市有林の造林事業でございまして、間伐、枝打ち、根切り、それから作業道開設ですね、今回予定をしておったわけですけども、この分については入札による執行残ということで、入札残でございまして、入札による減額でございまして。（「ちょっと違うごたっ気のすっぱってんが」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 要君）

もう一度御質問ください。

○11番（神近勝彦君）

あのね、課長、歳入を見ると、1,514千円の減額なんです。県のほうからは。それから、

出で、これで見ると、366千円の減額なんですよ。ということは、その差額は、一般財源のほうから歳出をしているわけなんですよね。それから、事業としては、多分やっではおられるんですけども、結局、歳入のほうでそれだけ減らされた分、今回は一般財源で補っている。何で、そういうふうな事業になったんですかということです。

○議長（山口 要君）

支所農林課長。

○農林課長（支所）（松尾保幸君）

その分については、事業の対象要件等も、ちょっと複雑な計算がございまして、その中で若干変わったんじゃないかというふうに私は思っていますけれども。算定基礎がちょっと複雑で、ここで一概に、説明せろと言われても、なかなか難しい面がございましてけれども。ちょっと、そこの辺でですね、差があったと。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

課長の言わんとするところは、心情的には何となく理解をするんですが、私、個人的に考えますと、結局、一番最初は県が定額補助の中で、これだけの事業、間伐から枝打ちとか、いろいろ、説明資料、19年度分の中に入れてありますよね。これだけの事業をすることによって、こういう率の中で定額、この分だけ出せますよということで、多分、嬉野市としては事業を決定されたんですよね。この計画に基づいて、多分事業をやられていると思うんですよ。先ほど、入札減というお話があったんですけども、それはあくまでも366千円ぐらいの分が多分、入札減であって、歳入の分が1,510千円についての減とは全然違うと思うんですよ。

だから、県のほうがそういう一方的、お金を県がこれだけやるんだということで市はそれを受けて事業を始めた段階ですよ、私としては県が一方的に算定率の変更とかすること自体がおかしいと思っているわけなんですよ。

そこで、極端に言うたら、課長たちはね、部長にしても、そのまま素直に県から言っただけ、はい、わかりましたという形になってしまっているのかどうか。そのあたりはどうなんですか。

○議長（山口 要君）

支所農林課長。

○農林課長（支所）（松尾保幸君）

その点については、結局、あくまでも基準ということで県のほうから設定されますので、それを覆すというか、あくまでも基準に従って、やはり事業をしなければいけないというようなことで、その辺があるというふうに理解をしていただきたいと思いますけど。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

そしたら、市長にお聞きをしたいんですけど、市は、こうやって県からの定額補助だ、4分の1補助だということで、その財源のもとに、結局、いろんな事業を行っていますよね。そういうことで、ぎりぎりの段階になってから、こうやって定額補助率を急に変更するという、もう事業は終わってしまっているんですよ。県がお金をくれるということで、結局、事業計画を行って、事業も行ってしまった。極端に言うと、終わった段階になってから、県が一方的にこういう定額率を変えるとか、そういうことに対して、やはり県に対して何かアクションというか、何か言われているんですかね。そのあたりどうなんでしょうか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えいたします。

今回のことにつきましては、ちょっと確認をもう一回してみたいと思いますけれども、実は、いろんな形で県の補助金とか事業が変更になってきております。そういうことで、市長会としても申し入れをいたしまして、それで、こういうこともいろいろありまして、実は新年度予算につきましては昨年の11月ごろにヒアリングがっております。それで、例えば、私も、鹿島土木、農林とかあるわけですけど、その現場から来たのが通常の話と違ったものにつきましては、県のほうに上げてくださいということで、相当上げてはおるんですけども、しかし、それでもまだ新年度の予算がスタートしてから、まだこれ補助率が変わったとかいう話が出てきておりますので、そこらについてはまだ知事も直接把握されていないところがあるんじゃないかなと思います。その点は引き続き、抗議もしていきたいというふうに思っております。今度の私どものいろんな、伝統的な建造物群の整備事業その他についても、やっぱり補助率の変更というのがあっておりますので、そういう点はやはり県に対しては慎重にさせていただくように、やっぱり申し入れはしていかにやいかんと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで、第5款・農林水産業費までの質疑を終わります。

ここで、先ほどの神近議員の質問に対しての答弁を求めたいと思いますけど、いいですか。企画課長。

○企画課長（三根清和君）

お答えいたします。

先ほどの交通安全対策費の中の2,450千円の財源内訳でございます。

当初、合併交付金でこれは賄うようにしておりましたけれども、交付金も限りがございますので、優先順位をつけまして、今回一般財源のほうに振り分けたということでございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

次に、歳出、46ページから50ページまで、第6款、商工費及び第7款、土木費について質疑を行います。質疑ありませんか。神近議員。

○11番（神近勝彦君）

土木費なんですけれども、一般は47ページですね。工事請負費。この一般市道が7,162千円も減額をされているわけなんですけど、今、市内の周辺部、そういうところは至るところ、道路にしろ、水路にしろ、農道にしろ、かなり傷んでいるんですよ。できれば、いろんな、ちょこちょこでもいいから、修繕をしていただきたいという要望があるにもかかわらず、今回7,162千円も減額をされている。これは、市民感情からしたら、ちょっと異なる部分があると思うんですけど、なぜ7,160千円も、結局減額をされたんでしょうか。

○議長（山口 要君）

支所建設課長。

○建設課長（支所）（一ノ瀬良昭君）

お答えいたします。

この件につきましては、一般市道の7,162千円の減額につきましては、合併起債のために本通り線のグレードアップという形で、バスセンターから湯野田交差点付近までのグレードアップを計上しましたけど、下水道計画がありましたので、この分については減額をさせていただいています。

それと、市道兎鹿野線につきましては、現在、用地交渉を行っておりますので、工事につきましては平成20年度にお願いするものでございます。そのために工事ができないという形になっておりますので、減額といたしまして7,162千円の減額をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

理由はわかりました。減額の対象となる理由はわかりました。

そしたら、課長にお聞きします。

今、市道関係はいろんなところを、しなければいけないところがいっぱいあるんですよ。

常に、当初予算とかなんとかのときに質問があるときに、優先順位は言えないということで常におっしゃいます。でも、かなり項目があると思うんですよ。それなら、仮に本通り線のグレードアップによって下水道が終わるまでできない、用地交渉が今現在できないとすれば、その次に緊急的にしなければいけない市道、あるいは水路、あるいは農道関係ですね、市道にまつわる。そういう改良関係は、多分あると思うんですが、その点について、なぜできなかったんでしょうか。

○議長（山口 要君）

支所建設課長。

○建設課長（支所）（一ノ瀬良昭君）

お答えします。

この件につきまして、事業費につきましては合併起債を借りて、路線を指定されておりますので、できないという理由になっております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

いいですか。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑はありませんか。平野議員。

○19番（平野昭義君）

46ページです。観光施設費、公有財産購入のところですね。古湯温泉第1・第2駐車場が補正で95,000千円余り、これは当初予算でもまた9,000千円ぐらい出ておるとは思いますけど、合わせて大体112,500千円ではありますが、大体、初めに内容をちょっと聞いておりましたけど、第1が車が25台と、第2が35台と、合わせて60台程度の用地と、それを112,500千円で買うということになれば、まず、単価ですね。1平米当たりの単価はどれくらいなのか。それから、面積ですね。それから、場所は紅屋何とかと、ちょっと聞いておられますけど、紅屋新館ですかね、聞いておられますけど、その財源の中にその他の財源が58,000千円ありますが、このその他の財源はどういうふうな特化した財源なのか。それから、例えば、これを10年で割れば、1台の駐車料金は1,875千円に、10年度で割っても187,500円、1,875千円の10分の1ですから、187,500円ですかね。それだけのお金がかかった駐車場になりますから、駐車料金は取るのか、そういう点ですね。

○議長（山口 要君）

財政課長。

○財政課長（田中 明君）

お答えいたします。

面積と平米単価のお尋ねでございます。第1、第2とそれぞれ名称をつけておりますが、議案の資料のほうにもお示しをいたしております。もともとの紅屋新館さんの駐車場ですね、

ここが面積で682.17平米、第2としております元紅屋新館が建っていたところですね、この跡地が864.08平米です。

購入の平米単価でございますけど、第1が59千円、第2が64,280円としております。

その他の財源ということでございますけれども、これは歳入のほうで、25ページのほうに上げております。土地の売払収入ですね。福祉センター、もとの嬉野町老人福祉センター、保健センターの駐車場用地として使っておりました分と、ごみの中継基地の入り口付近に、通称、三角地という土地がございました。この売払収入102,845千円というのがございます。これが財源として買うと、買う財源に充てるということでございますけれども、この102,845千円の中には、旧法定外公共物の売り払い分もございますので、実際の売払価格は福祉センターの分と三角地の分と合わせますと、101,837,469円となります。一方、歳出は、今回の補正額95,792千円のうち、県の合併交付金として今回37,230千円を利用させていただきますので、これを差し引きました58,562千円が特定財源のその他ということになります。

駐車場として利用するわけでございますけれども、今後の運用につきましては、古湯温泉の利用者のための駐車場ということでございますので、料金の徴収につきまして、古湯の利用者からはいただかない方針でいこうかということで考えております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

これだけの高額なお金でありますので、この辺については、ちょっと市の財政も大変ですから、買うというよりも、むしろリース、賃貸契約……（「違う違う」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

ちょっと私と話の違うごたっばってんが、本当はやっぱり、それは説明はあってもね、私が言うとはね、結局……。

ということは、やっぱり、自分の土地が売れば、場合によってはそれを貯金しておって、また何かに備えていくために貯金しておって、今のようなどは、賃貸でもよかと私は言うわけですよ。それでも結構ようなかかと。何もかんもね、何か私たちから聞くぎ、何か変なことするなと感じますから、今、神近議員から聞いたとは、買った土地やけん、ただ乗ったよというような感じで……（発言する者あり）

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午後2時34分 休憩

午後2時35分 再開

○議長（山口 要君）

再開いたします。

平野議員。

○19番（平野昭義君）

私が嬉野のことに対しては不勉強で、ちょっと今、神近議員からよく聞きまして、大体わかりました。その件については質問はもうこれで、ちょっといいと思います。

以上です。

○議長（山口 要君）

田中議員。

○7番（田中政司君）

46ページの観光費、工事請負費の1,000千円減、観光地づくり支援事業が1,000千円減になっているわけですが、これが入札によるものなのかどうか。というのは、3,100千円で、いわゆる百年桜の周辺整備の工事を行われているわけですね。これが1,000千円減ということは、もう7割を切った金額ということになるわけですが、それで入札の減なのか。この事業内容が完璧にできたのかというのをまず質問いたします。

○議長（山口 要君）

支所商工観光課長。

○商工観光課長（支所）（一ノ瀬 真君）

お答えいたします。

まず、この1,000千円の減につきましては入札減ではございません。全体的な設計の見直しによるものでございます。

といいますのは、これは佐賀県の補助を2分の1いただいて、当初3,100千円で申請をいたしました。ところが、これがいわゆる県内からの申請が非常に多くて、本来、申請に基づいて県が審査をされて、予算額の中で申請を採択するか、却下するかというふうな方向で2分の1の補助を守ってこられた制度でございまして。ところが、今回、申請をされた事業というのがほぼ全部、県内全部の採択をされたというふうに聞いております。したがって、2分の1の補助が足りなくなったということで、要綱には2分の1以内という項目がついておりまして、私たちに最終的に割り当てられた額というのが23%しか補助が来ないということになったわけです。

といいますと、3,100千円で、私たちは1,550千円が来るものだと当然思っておりました。ところが、23%でいきますと700千円程度しか来ないと、そうすると2,400千円近くの一般財源をつぎ込まなければならないという問題が生じてきたわけです。そうすると、財政とも当然協議をしなければならないということで、財政とも相談させていただきましたけれども、今さら一般財源をふやしてもらっては困るというふうなお話でございまして、それならば、最低限、現地を守れるところのぎりぎりの線で設計をし直してくれということでございませ

たので、し直した結果でございます。

それで、じゃあ、総額を落としても713千円もらえますかということで県に聞きましたけれども、あくまでも23%だと、ですから、総額を落とせば、落とした分のまた23%になるよというふうなことを再度言われたわけです。そうすると、その辺から精算をしますと、2,100千円の総額の事業費をやっていくと。そして、23%をいただいていくと、一般財源が1,550千円予定しておりましたけれども、1,610千円ぐらいですね、ちょっと六、七万円は仕方ないということで、計画をさせていただきました。

そういうふうな状況でございまして、内容は完璧かと言われると、当初の設計とは少し変わっております。いわゆる少し質は落としましたけれども、何とか当初の目的は達成しているんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（山口 要君）

田中議員。

○7番（田中政司君）

おかしいなと思ったんですよ。1,550千円で、今回1,060千円の県費のカットがあるわけですね。だから、そこら辺でちょっと、整合性合わないなと思って、ちょっと今お聞きをしたんですが。

市長、これは先ほどと同じことなんですが、今年度のこの補正で、非常に県費のカットというのがどこにでも出てくるんですよ。当初計画していたものに対して、いわゆる古川知事がどういう考え方なのかわかりませんが、知事になられたときには、こういういろんなことをやります、やってくださいというふうなことで、いろいろな市町村に対して補助金を出しておきながら、数年たった後には、県も財政がきついですと、もうあとは市町村でやってくださいみたいな、はっきり言って、教育関係等にもかなりそういうものが出てきているんですね。先ほど、神近議員が言われたのと一緒なんですが、ぜひそこら辺を強く県のほうへは要請をしていただきたいということをお願いしておきます。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

この件につきましては、先ほど担当課長が申し上げたとおりでございまして、大変苦勞をしたわけでございますけれども、間もなく百年桜も見られるようにはなっていると思いますので、お客様に期待をしているところでございます。

今、議員御発言のように、県の予算のカットが非常に急ピッチでございまして、これもでございますけれども、あと福祉関係ですね、保健関係が、3年継続のはずだったのが2年で終わってしまうとか、また、補助率が非常に少なくなっているとかいうことで、すべてにこ

ういう面が出てきておまして、知事にもお会いするたびに話をするわけでございますけれども、非常に自治体自体が苦勞をしているような状況がございます。

また、非常に心配しておりますのは、ほかの事業でございますけれども、国、県、それから自治体、この枠組みが1つあるわけでございまして、国の補助金がカットの幅が以前のまま維持されたにしても、じゃあ、県の補助率が下がってきて、国の事業自体が今度は使えないというようなことも予想されるわけでございますので、そこらにつきましてはまた私どもも市長会等で申し入れをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

副島孝裕議員。

○6番（副島孝裕君）

今の田中議員の関連質問ですが、百年桜については今、観光課長から詳しく説明をさせていただいて、結局、当初の約3分の2の事業計画になってしまったということでありまして。しかし、もうあそこがほぼ工事が完了しまして、ちょうど鳥越峠を下る真正面にあそこが見えますので、あと1カ月もすれば、すばらしい百年桜が咲くと思っております。特に、この百年桜については、市長と同時に私もいろんなところで百年桜と横竹ダムの御衣黄桜についてはPRをしておりますが、この事業については多分、19年度の単独事業だったと思っております。あそここの百年桜については、非常に地元の理解がありまして、区長を初め周辺の皆さん方、区民の皆さん、それから地権者ですね、非常に協力的で、今回も予想以上のああいう地権者の了解も求められて、駐車場も予定以上の広さを確保できたというふうに聞いております。

それで、これからのあの百年桜の維持管理とか、やはりあそこを拠点にしたあの辺の周辺開発、特に近くには、まんぞく館もありますし、その辺、市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

百年桜につきましては、以前から手を入れてきたところでございまして、ちょうど一昨年、台風被害等もございまして、塩害等によって非常に傷んだわけでございまして、厳しかったんですけども、昨年は非常に花づきがよかったということで一安心をしておるところでございます。

今後の課題につきましては、まださまざまあると思っておりますけれども、やはり1つは学術的にもう少し、樹名といいますか、木の種別とか、そういうものをはっきり表示する必要があるというふうに思っております。これは以前、さくらの会等の協力もいただいて、私ども

の担当のほうから問い合わせたりして、大まかのところのあれはわかっておりますので、そこらもう少し明示して、来られた方に御理解いただくということが大事ではないかなと思っております。

もう1つは、やはり県有地をうまく利用していただいて、下にございます、そこらでもう少し、広場の整備等もできればいいのではないかなというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

副島孝裕議員。

○6番（副島孝裕君）

今、市長の答弁していただきましたように、あそこの近くには広い県有地があって、あそこが建設された当時、いろいろ制約がある皿屋のバイパスの絡みでですね。そういった意味では、ぜひ今の市長の答弁を一日も早く実現することを要望いたしまして、これで終わります。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。平野議員。

○19番（平野昭義君）

50ページ、土木費、第2目の土地区画整理事業ですね。このことで、ちょっと二、三点聞きますけど、まず、残高が、いわゆる余ったとが第七、第八ありますけど、その理由を1つですね。それから、現在の進捗状況、それぞれですね。それから、それぞれの起債残高、それから、それぞれの保留地処分の状況、それから、処分地の……

○議長（山口 要君）

発言の途中ですが、暫時休憩します。

午後2時47分 休憩

午後2時47分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

平野議員。

○19番（平野昭義君）

そうですね。それでは、特別会計のほうでゆっくりとしましょう。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで、第7款、土木費までの質疑を終わります。

次に、歳出、51ページから58ページまで、第8款、消防費から第10款、災害復旧費までの質疑を行います。質疑ありませんか。西村議員。

○18番（西村信夫君）

51ページの消防費についてお尋ねします。

減額が19,929千円の退職報償金が減額されております。現在、1,050名体制で行われておりますけれども、この積算根拠を示していただければと思います。

○議長（山口 要君）

本庁総務課長。

○総務課長（本庁）（片山義郎君）

退職報償金の減額理由についてでございますが、当初予算で193名分の退職報償金を予算計上しておりました。現実には、退団者は157名、うち退職金の対象になった方が121名いらっしゃいます。このため、19,000千円減額をお願いするものです。

以上です。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

先ほど説明では、退職の報償金対象者が127名と言われていましたけど、157名の中で30名はなぜ対象ではなかったのか、その点、示していただけますか。

○議長（山口 要君）

本庁総務課長。

○総務課長（本庁）（片山義郎君）

退職報償金につきましては、5年以上在団者が対象となります。この分について、5年未満の方もいらっしゃったということで、対象外になっております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

あわせて、費用弁償について、下のほうを説明していただければと思いますが、今、訓練と出勤手当で964千円が示してありますけれども、年間何回ぐらいの訓練があつて、今、出勤率は訓練に対する何%ぐらいの出勤率なのか、示していただきたいと思います。

○議長（山口 要君）

本庁総務課長。

○総務課長（本庁）（片山義郎君）

費用弁償、訓練・出動手当ですが、まず、火災のほうの出動手当は、現在、火災が2月19日、最新にありましたが、これまで12件あっております。12件の火災の出動手当が延べ1,259名、2,143千円でございます。訓練のほうは、夏、秋、それから文化財、合わせまして1,441名の出動で、訓練出動手当合計が2,593,800円を予定しております。現在のところ、4,734,100円の出動手当になりますが、現計予算の中で不足していましたので、3月末までの出動手当を見込んで、今回、964千円の補正をお願いしているものでございます。

訓練等の出動については、済みません。手元に資料が——訓練は、合わせて3回。済みません。夏と秋で訓練出動率64.5%でございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで、第10款、災害復旧費までの質疑を終わります。

次に、歳出、59ページから62ページまで、第11款、公債費から地方債の調書補正までの質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで、地方債の調書補正までの質疑を終わります。

これで議案第21号全部の質疑を終わります。

次に、議案第22号 平成19年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）全部について、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第22号の質疑を終わります。

次に、議案第23号 平成19年度嬉野市老人保健特別会計補正予算（第3号）全部について、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第23号の質疑を終わります。

次に、議案第24号 平成19年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第3号）全部について、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第24号の質疑を終わります。

次に、議案第25号 平成19年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第2号）全部について、質疑を行います。神近議員、どうぞ。

○11番（神近勝彦君）

まず第1番目は94ページですね。加入者負担金、今回、マイナス3,000千円ということになっております。当初予算では12,000千円でした。

これは、一般質問でも質問したわけですが、なぜ、こういうふうに3,000千円という加入者負担金の減が発生をするのか。ということは、それだけ加入者が予定よりも少なかったということなんですよ。加入者の分は、どちらかといえば、少な目少な目に多分計上してあると思うんですよ、当初予算の場合は。本来であれば、本当は100人対象であれば、今年度はそのうちの30%ぐらいだろうというふうな積算の中での多分これだと思うんですけども、それでも3,000千円減ったということは、どうなんですか。一般質問で言いましたけど、啓発、啓蒙、やっぱり十分じゃないという気がするんですけども、いかがでしょうか。

○議長（山口 要君）

まち整備部長。

○まち整備部長（江口幸一郎君）

お答えをいたします。

今回、12,000千円の現予算に対しまして3,000千円の減額補正をお願いしているところでございますけど、当初の12,000千円の算出といたしまして、40千円の300件程度だろうというふうなことで算出をしております。基礎となりました数字につきましては、18年度が260件程度、約13,180千円程度ございましたので、そのような見込みを立てておりました。しかし、御指摘のとおり、啓発の不足ではないかというふうな御指摘をいただいておりますけど、実績が200件の1件当たりの平均といたしまして45千円程度の実績になるというふうな見込みでございましたので、今回、3,000千円の減額補正をお願いしているところでございます。

以上でございます。（「いやいや、それ、答えていないでしょう。啓発、啓蒙についての考えは」と呼ぶ者あり）

お答えをいたします。

普及、啓発につきましてが不十分なための結果ではないかというふうな御質問なんですけど、我々としては、精いっぱい普及、啓発に図ったつもりでございまして、結果的に、最終的に162件程度の加入に終わったというふうなことでございまして、接続率のアップが一般会計から繰入金等の減少につながるというふうなことでございますので、できる限り啓発に努めたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

一般質問のときにも、部長はおっしゃったわけなんですよ。なかなかですね、市が率先した啓発、啓蒙については取り組んでいないと。結局、年に1回の産業まつりのときの下水道フェアがある。あとは、工事エリアが決まったときに、その地区の公民館で地区説明会を兼ねたときの、結局、下水道についての説明なんですよ。あとは、業者さんが入札でとられて、さあ、工事にかかるよというとき、個人個人の公共ますの設置場所について協議を全部するじゃないですか。そのときに結局、今度、業者さんが一軒一軒、公共ますについてはどこにはめたらいいですかという協議をする。でも、それは接続をしてくださいということじゃないんですよ。業者がやっているんじゃないですよ。あくまでも、公共ますをどこにしますかという、ただ、業者と家の人との話し合いだけなんですよ。だから、いかにつないでいくかということをしてはやっていないんですよ、ほとんど。だからこそ、こういう3,000千円という大きな減が出てきているんですよ。

本来であれば、もっと逆にプラスという方向性がやはり理想なんですけれども、なかなかそこまで達成していったいないというのが、もうちょっと頑張っていていかないと、これからずっとエリアは大きくなりますよ。いよいよもって加入率が悪くなっていくんですよ。やはり、そしたら、だんだんだんだん、結局、事業自体についてはマイナス、マイナス、マイナスになっていくんですよ。やっぱり、加入者を上げていかないことには、特会の事業は成り立っていかないわけなんですから、だから、本年度は、20年度については、もう率先した加入に対する啓発、啓蒙、いろんな意味でやっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（山口 要君）

まち整備部長。

○まち整備部長（江口幸一郎君）

御指摘のとおり、加入接続が18年度より減少しているというふうなことでございます。18年度の供用開始地区と以前の供用開始地区との地区の違いもありましょうけど、いずれにしても、一般質問の中でも市長が答弁いたしましたように、協議会なり、そういうふうな場を設ける必要があるということであれば、そういうふうなことをしながら、できるだけ普及、啓発に努めていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

そいけんね、できるだけじゃなくて、本当に取り組んでいかにやいかんですよ。そがんせ

んぎんた、ほんなごて、特会壊るっですよ。ですよ。

だから、市長、これはさ、事業課という考えじゃなくて、やはり農排もあるじゃないですか。やはり、農排についても、今、五町田、谷所地区やっています。そのかわり、以前やっていらっしゃる美野地区、そこだけなんですよね、はっきり言うて、加入率がいいのは。塩田地区にしろ、久間地区にしろ、加入率は60%とか70%なんで、なかなかそれ以降は上がっていないです、かれこれ、もう何年もたっているのに。なかなか御理解をしていただけないということで、接続されていらっしゃらないわけですよ。

だから、そういう啓発、啓蒙、接続に対する、やはりグループ制といつもおっしゃっているわけなんですけれども、そういう中で、そういう接続に対するチームというのをつくって、何とか接続率を上げるという、そういう企画はございませんか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

年度の途中でも、とにかく接続率の向上については確認をしてきたところでございますけれども、さまざまな課題がありまして、このような形になったわけでございます。

また、特に、谷所、五町田地区が次年度から始まるわけでございますので、そういう点では、議員御発言の趣旨として生かしていただいて、努力をしていきたいと思っております。

年度途中でずっと確認しました段階では、やはり工事の関係と、それからもう1つは、やっぱり実際施工していただく技術者の確保ということもあるんじゃないかなというふうな課題として考えております。いわゆる業者の方の数の問題もありますけれども、公共下水道本管を工事しながら、そこに技術を持った方が一緒にされるということもありまして、実際、じゃあ、民家のほうでこの接続の工事というのがどうしてもおくらせてくるという課題もあつたんじゃないかなと思いますので、そこらはもう一回、市内の業者の方との話し合いをさせていただいて、御協力をいただきながら、進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。神近議員。

○11番（神近勝彦君）

出のほうに行くんですが――もう1つ、諸収入ですね。98ページ。太陽光発電。

これは、今回、40千円の減なんですけれども、これはどうなんですかね。コンスタントに大体これぐらいの金額なんですか。この発電の収入というのは。これは、天候によってかなり左右されると思うんですけれども、いかがなんでしょうかね。

○議長（山口 要君）

まち整備部長。

○まち整備部長（江口幸一郎君）

お答えをいたします。

雑入の今回、太陽光発電の40千円の減額というふうなことで、当初予算につきましては100千円を見込んでおりました。これの算出基礎につきましては、大体18年度の実績が117千円程度ございましたので、少な目というふうなことで見積もっておりましたけど、最終的に1月分までの実績で64千円程度の収入ということで、これにつきましてはかなり天候に左右されると思っておりますので、当初の見積もりは一応18年度の実績というふうなことでお願いをしておりましたけど、実績でこういうふうな減額になったというふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

大体わかりはするんですよね。天候によって、かなりいいときと悪いときがあるんだろうと思うんですが、おおむね、そしたら、売電としては大体50千円から100千円ぐらいの間なのかなというぐらいのとり方で、ちょっと考えておっていいわけですよ。

これは出のほうと絡むかわからんですが、そうなると、今まで、水槽そのものが1つですよ。このあとに2つとか3つとかなったときに、結局、電力がどうなるのかなという気がするわけですよ。今、まだ1つだから、50千円から100千円ぐらいの、こういう雑収入が上がるんですが、これは仮に2つになったり、3つになったときは、こういう雑収入が発生しますか。

○議長（山口 要君）

まち整備部長。

○まち整備部長（江口幸一郎君）

お答えをいたします。

浄化センターの電力量による雑収入が発生するかということでございますけど、仕組みといたしまして、この売電につきましては、浄化センターの必要のない時間帯の売電ということで、今までどおり浄化センターの電気量がふえて、50千円から100千円の範囲内におさまるかどうかは不透明なんですけど、幾らかにしる売電の収入は上がってくるというふうに見込んでおります。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第25号の質疑を終わります。

次に、議案第26号 平成19年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第3号）全部について、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第26号の質疑を終わります。

次に、議案第27号 平成19年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第3号）全部について、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第27号の質疑を終わります。

次に、議案第28号 平成19年度嬉野市水道事業会計補正予算（第4号）全部について、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第28号の質疑を終わります。

議案質疑の途中ですが、ここで10分間、3時15分まで休憩をいたします。

午後3時5分 休憩

午後3時15分 再開

○議長（山口 要君）

それでは、休憩前に引き続き議案質疑を行います。

議案第29号 平成20年度嬉野市一般会計予算について質疑を行います。

最初に、平成20年度嬉野市予算に関する説明書1ページから16ページまで、第4款、地方債までの質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで第4款、地方債までの質疑を終わります。

次に、歳入事項別明細書67ページから68ページまで及び歳入71ページから76ページまで、第1款、市税についての質疑を行います。質疑ありませんか。神近議員。

○11番（神近勝彦君）

71ページ、市税の分の個人、法人、両方まとめていきます。

この分については、昨年度から比べれば所得割、あるいは法人税割ともにアップの状況にあります。今の現状を考えると、なかなかここまで本当に今の実績が上がっているのかなと。

これはどっちにしろ、18年度を多分ベースにして今回の20年度の所得割の金額が出ているんじゃないかなという気がするんですが、とてもとてもここまで本当にいけるのかなという懸念と、それから、やはりそのあたりを換算して徴収率、去年は98.5%が97%に、そして、法人税が99%から98%にということで徴収率も落されております。このあたりについて、やはりどういうふうなお考えの中でこういうふうな市税の徴収を考えられたのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（山口 要君）

支所市民税務課長。

○市民税務課長（支所）（徳永賢治君）

お答えをいたします。

まず、昨年予算との比較におきまして増ということで計上をさせていただいておりますが、まず、市民税の個人につきましてですけれども、昨年より2,340千円、率にして0.28%の増を計上させていただいております。これにつきましては、平成19年度実績をもとにして算定をしております。ただ、平成19年度実績から見ますと、4.7%の所得の減というふうに見ております。

続きまして法人ですけれども、4,999千円、率にいたしまして5.1%の増ということで計上いたしておりますが、これにつきましても、平成19年度実績を見たところで計上をさせていただいております。

それから、徴収率につきましてですけれども、従来、個人の住民税につきましては98.5%、今年度は97%、1.5%の減ということで計上をさせていただいておりますが、今までにつきましては、徴収目標として計上をすべての税目にさせていただいておったところです。ただ、これ目標を上げますと、歳入欠陥になるおそれもあることから、実際の徴収見込み率を計上させていただいております。住民税におきましては、平成18年度が97.7%、平成17年度におきましては97.41%というふうになっております。一方、法人におきましては、平成18年度が99.8%、17年度が99.1%でございますが、法人につきましては、議員御指摘のとおり、非常に厳しい状況にあります。そういう中での前年並みの99%徴収率確保というのは厳しい状況にあるんじゃないかということと、これは予算ということで、いささか辛く計上をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

今御説明を受けたところでいくと、大体徴収率については私理解をするわけなんですよ。やはり実績を見て、今の社会現象を見たときに、余り高目にすると今言われるように歳入欠

陥が発生すると。できれば若干低目ぐらいを目標にしておって、それよりも上回るのが一番ベターな手法だということは私も理解をしているわけなんですけど、いかんせん、この所得割が、先ほど言われたように個人においても0.2%、法人においても5.1%の増なんですよね。だから、19年度のベースと言われるのもわかるんですが、嬉野市内の今の現状、特に法人なんかを見れば、今課長が言われるように、かなり経営状態は悪化しているんですよね。もう極端に言うたら、いつ倒れてもおかしくないような企業が多いわけなんですよ。そういう中で、法人税率なんかが昨年よりもこれだけ上げることがちょっと私としては信じられないなという気がしたもんですから、そのあたりがやはり実績と言われればそうなのかなという気がするんですけれども、実際のところどうなんですか。

○議長（山口 要君）

支所市民税務課長。

○市民税務課長（支所）（徳永賢治君）

確かに市内におきましては、非常に厳しい状況にあることは議員御意見のとおりだと思います。法人を見ますと、2月末現在の調定額になりますけれども、昨年が97,809千円でございます。今年度でございますけれども、98,610千円、額にして801千円の昨年より増額の調定となっております。率にして、わずかですけれども、0.8%の増というふうになります。

そういうことからして、実績から見ますと、まだ厳しい状況にはありますが、大体前年並みぐらいのところをいくんじゃないかと思われまして。

また、市内の法人については確かに厳しい状況にございますが、大きな事業所と申しますか、これにつきましては、ある程度の伸びも考慮される場所もございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。平野議員。

○19番（平野昭義君）

75ページ、市税のところの1目、市町村たばこ税ですね。これについては、本年度は前年度より少し多いですけど、大体18年度322,848千円ありましたけど、それが何かの事情で変わっております。これは大体事情は聞いておりますけど、もとの姿に戻るような方法は税の担当者としては努力されないでしょうか。

○議長（山口 要君）

副市長。

○副市長（古賀一也君）

たばこ税の件でお尋ねですが、この件につきましては、大口の納税者に対しまして、日ごろ接触をいたしております。できるだけ、また本市にコードを戻していただきまして、全額

お願いしますということは常にお願いをいたしております。今年度幾らか戻していただいておりますので、少しはまたふえてくるだろうというふうなことを話しておられましたので、これから徐々にもう少しはふえていくんじゃないかというふうに思います。また今後も努力をいたします。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

この件については、ちょうど10年前ですかね、その業者の方は私に話されましたから、私も本当かなというふうに半信半疑でありましたけど、その翌年からはっきりこういうような税金として収納していただきましたから、これは本当だなと思ったのは10年ぐらい前ですね。そして、その後ずうっと塩田町に数億円のお金が入るようになって、去年ぐらいから突如落ちてきたということになりますけど、私はやっぱりこういうふうな大きな金を逃さんような努力、いろいろ公共施設とか、公共の立場の人はいろいろありますけど、その辺はやっぱり研究努力ですね、総務省あたりともいろいろ話ながら、いろいろなどに触れない程度の努力をしながらもとに戻すというふうに今古賀副市長も言われましたので、ぜひこの辺については3億円に乗るようお願いしたいと思います。よかったら御返事をお願いします。

○議長（山口 要君）

副市長。

○副市長（古賀一也君）

いろいろな事情も、相手もごさいますと思います。そういうことで、幸いにして本市に事務所も構えていただきましたので、今後ともできるだけ本市に戻していただくように努力を重ねてまいりたいというふうに思います。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。田口議員。

○17番（田口好秋君）

固定資産税について、いわゆる過年度分があるために、この前から一般質問でも複数の方が指摘をされておりましたが、いわゆる県下で一番悪いというような発言をされておりました。過年度分がなければ非常にいいわけでございますが、15,000千円、ここに計上をされております。ということであれば、いずれは不納欠損でもう落とさざるを得ないというのはわかるわけですが、この15,000千円、努力を当然していただくわけだと思います。また、これだけ集中プランで、5年にわたって25億円削減とか、いろいろ打ち出されておりましたが、いわゆるそういった取れるものを――いただくものというんですか、ある意味じゃ税金ですから取れるものですか。そういった努力というのは、何遍も今までも言われてきております。15,000千円を上げられたというのは、このくらいは取れるであろうと、いただけるであろうという

ことで上げられたと思いますが、そのこのところを担当の部署としてはどのように説明をしていただけるかなと思って答弁を求めたいと思います。

○議長（山口 要君）

支所市民税務課長。

○市民税務課長（支所）（徳永賢治君）

お答えをいたします。

平成20年度予算といたしましては15,000千円、昨年と同額を計上させていただいております。平成17年度の徴収実績につきましては31,500千円、平成18年度で44,500千円、平成19年度、1月末になりますけれども、末現在で32,000千円の滞納分を確保いたしております。

ここで予算として15,000千円計上しておりますが、残りのあと15,000千円ぐらいにつきましては、強制執行による成果によるものでございます。通常の徴収事務におきまして確保できるのが大体15,000千円、強制執行によって徴収確保するのが15,000千円ですけれども、予算としては通常徴収業務の中で確保できる15,000千円を計上させていただいております。

以上です。

○議長（山口 要君）

田口議員。

○17番（田口好秋君）

そのようにして努力をしていただいているというのは非常にありがたいことだと思っておりますが、何分にもあの80%強の徴収率で県下で最下位というのが非常にいつも話題になるわけですね。とにかく、そういった意味におきましても努力をしていただきたいと思いますし、また、一般質問の中で給料を全部80%に落とせというような厳しい御指摘もあったと思います。そういうことで努力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

73ページなんですけど、固定資産税の問題です。非常に重要な本市の財源ということになるわけですが、毎年出る話なんですけれども、増改築された家屋の再評価、評価がえとか、そういうのをどのようにやっているかということなんですけれども、航空写真でという答弁がいつも出てくるわけですね。航空写真等の問題に絡んで唐津の総務部長か何か逮捕されましたけれども、したがって、新たな——例えば行政嘱託員さんにその行政区の増改築を把握していただいて担当課にお知らせしていただくとか、こういうことについてはやっておられないんですかね。そこら辺についていかがですか。

それと、2目の2団体の分が昨年は3団体だったと思いますけれども……

○議長（山口 要君）

それは一遍切りましょう。支所市民税務課長。

○市民税務課長（支所）（徳永賢治君）

新築、増築家屋の調査、把握についてということでございますが、以前は確かに町内の区長さんをお願いをいたしまして、新築、増築の調査を実施しておったところでございますけれども、なかなか区長さん方をお願いするというのも、区長さん方からもちよっと苦情じゃないですけれども、御意見がございまして検討したところでございます。そういう中で、現在につきましては、3年に1回航空写真を撮っております。そういう中で、前回の航空写真と比較をすることによって、新築家屋というのは十分把握できるところでございます。

それともう1つは、固定資産というのが1月1日課税になります。そういうことで、12月28日から全職員をもって町内全箇所の調査をしております。嬉野全域にわたって数班に分かれて新築家屋、あるいは増築、それから土地の異動、例えば宅地化していないかとか、家の滅失等がないかというのを2日ないし3日かけて調査をして把握している状況にあります。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

職員で調査をしてということで、何軒ほどそういう把握ができたのか。以前は航空写真のみでやっておられたと思いますけど、その効果について1点お伺いをいたしたいと思います。

それと、2目に入ってもいいですか。

○議長（山口 要君）

いや、それで一遍切りましょう。支所市民税務課長。

○市民税務課長（支所）（徳永賢治君）

調査のはっきりした数字はちょっと覚えておりませんが、大体20軒程度、昨年度で20軒、今年度で二十数軒調査をいたしまして、修正をかける準備をいたしているところでございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

その職員が12月28日からと、多くの方を動員してその調査をしたということで、その経費についてはどのぐらいかかっているんですか。それとも、いわゆるサービス労働という形でボランティア的にやっておられますか。じゃないとするなら当然経費もかかるだろうし、12

月28日からとするならば。そこら辺についてはいかがですか。

○議長（山口 要君）

支所市民税務課長。

○市民税務課長（支所）（徳永賢治君）

これは休日、お休みになる関係で、代休として頑張っていたいております。それで、この代休につきましては、年明けて早急にとっていただくように職員にはお願いをしているところでございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

同じく固定資産税の件なんですよね。今、増改築については山田議員のほうから質問があったわけなんですけど、今回課税分を見ると、昨年度よりも若干今度マイナスというふうな状況であるわけなんですけど、土地にしろ、家屋にしろ、償却家屋にしろ、昨年としてどれだけの推移があるのか、御説明いただきたいんですが。

○議長（山口 要君）

支所市民税務課長。

○市民税務課長（支所）（徳永賢治君）

お答えをいたします。

土地につきましては前年比較で0.58%のマイナス、家屋につきましては0.28%のマイナス、償却資産につきましては3.61%のマイナスというふうに見ております。トータルでいきますと0.73%のマイナスということで算定をいたしております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

今のところ、第七とか第八とか、個人さんの造成とか、いろいろあるわけなんですけど、全般的に見て、土地関係については、どちらかといえば嬉野市はプラスの方向じゃないのかなという気が私としてはしているんですが、すべて区画整理事業というのは、あくまでももともとが畑であればそのまま畑であるし、田んぼであれば田んぼでもいいわけなんですよね。事業の経過によって宅地にかえるのか、雑種地にかえるのかということで、そのあたりは地主さんの意向次第なんだろうけれども、ただ、今の現状を見てみると、結局悪いともう雑種地か、あるいは宅地というふうな形が割と多いと思うんですよ。そして若干、今、昨年の事業から家屋の移転補償関係が少なくなって、ここに出てくる家屋軽減額、これについては

昨年よりも低くなったというのは何となく理解はできるわけなんですよね。かなり事業としてももう落ちついてきていますから、第七が。そうなったときに、それでも何か土地がマイナス5.8%減というのが、ちょっと今の現状とすれば違うんじゃないかなという気がするんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（山口 要君）

支所市民税務課長。

○市民税務課長（支所）（徳永賢治君）

お答えをいたします。

議員御指摘のとおり、区画整理地区内におきましては、現況に合わせた課税というふうにして雑種地、あるいは宅地課税というふうに移行していくわけで、今後もそういうふうな方向で増額の見込みができるかと思えます。

ただ、毎年7月1日に地価調査が行われますが、その中ではまだ下落傾向にあるということでございます。これは全般的に見ますので、区画整理の増分も含めたところを見ましても、まだ下落の方向にあるところがございます。

そういう中で新築家屋等のことがお話に出ておりますが、昨年度の新築家屋、嬉野全体で82戸の新築がっております。うち住宅が51戸。以前は嬉野地区だけでも百五、六十戸の新築があったわけですが、今現在は約半分ぐらいになっているところがございます。

一方でまた大きな建物、旅館とかホテル、ああいう大きな建物の取り壊しが昨年あったために家屋の伸びが伸び悩んでいるところもございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

今、課長のほうから土地価格がまだ下落の傾向にあるということで、それを聞いて大体納得ができたわけなんですけど、そうすると、今、昨年と比較して平均的に何%ぐらい減の方向なんですかね。

○議長（山口 要君）

支所市民税務課長。

○市民税務課長（支所）（徳永賢治君）

お答えをいたします。

大体4%から5%の下落を見ております。

以上です。

○議長（山口 要君）

副島議員。

○16番（副島敏之君）

73ページです。先ほど固定資産税の滞納について田口議員からございましたけれども、一般質問でも私も含めてやりましたけれども、過年度分の大口滞納者の金額ですね。これについては市長からの答弁もありましたけれども、その分が徴収率80.1%ということになっておるといことでございますが、本年度において、20年度において、その大口の滞納者対策はどのように考えていらっしゃるのか、お聞きしたいんですが。

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午後 3 時38分 休憩

午後 3 時39分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

支所市民税務課長。

○市民税務課長（支所）（徳永賢治君）

一般質問で市長のほうから答弁いたしましたとおり、大口滞納者10件ほどございまして、それが約80%を占めているという状況でございますけれども、そのうちの半分は既に倒産をしているところでございます。あと半分については営業活動をされているところでございますが、強制執行と申しますか、差し押さえ処分をしているところが3カ所だったと思っておりますが、あります。あとはどうしても、今の経済状況の中で納税まで及ばない状況で運営をされている状況でございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

山田議員どうぞ、先ほどの。（「いや、もうよかです」と呼ぶ者あり）さっきの国有所在地。（「いや、いいです」と呼ぶ者あり）いや、どうぞ。（「わかった」と呼ぶ者あり）神近議員。

○11番（神近勝彦君）

いや、私は山田議員が質問されるだろうと思って控えとったんですが、2目ですね、73ページ。この交付金の1事業所というのは間違いなく郵便局なんですが、結局、昨年までは1,089千円、一応納付金として市のほうに納められておったわけですよ。これが極端に言うたら民営化になったということであれば、固定資産とか法人関係のほうに多分そのまま今度は移行というふうな形になっているんだらうと思うんですが、極端に言うたら1,089千円という、丸々これが固定資産と法人税のほうに入ったとして理解していいんでしょうか。

○議長（山口 要君）

支所市民税務課長。

○市民税務課長（支所）（徳永賢治君）

お答えをいたします。

昨年、郵政の分が納付金として1,089千円計上されておりましたが、大体これが全額固定資産税のほうへ移管するというふうに見ております。

以上です。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

そしたら、あくまでも法人ですよ、郵便局は今、民営化されましたから。それならそこに法人税というものが私は発生すると思うんですが、その点についてはいかがなんでしょうか。

○議長（山口 要君）

支所市民税務課長。

○市民税務課長（支所）（徳永賢治君）

お答えをいたします。

確かに法人ということで、法人税、あるいは法人県民税、法人市民税ということではね返りが当然出てまいります。ただ、見込み額についてはまだどれくらいになるか、判断できかねております。今年度どれくらいの法人市民税として納付申告があるのか、ちょっと様子を見たいと思っております。

以上です。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。神近議員。

○11番（神近勝彦君）

それでは76ページ、入湯税ですね。これについては、やはりどうしても嬉野温泉のお客さんが年々少なくなっているという傾向はまだまだ続いていると。今年度はいろんなテレビのほうに出させていただいて、かなりあれで嬉野温泉のイメージがよくなって、ホテルとか旅館関係もかなり予約が入ったということはお聞きしています。それこそ、観光課長の踏ん張りということで一般質問でもありましたように、かなりよかったということになっておりますが、残念ながら20年度の予算を見ると、どうしてもやはり下落傾向が続いているという状況なんです、これはいかがなんでしょうか。どなたかから聞いたら、ある事業所が今閉鎖をされていると。その影響がかなりあるということを知っているんですが、そのあたりがかなり大きいんでしょうか。

○議長（山口 要君）

支所市民税務課長。

○市民税務課長（支所）（徳永賢治君）

お答えをいたします。

平成20年度予算につきましては5,750千円のマイナス、率にして7.3%の減というふうに見込んでおりますが、この減の要因といたしましては、議員御意見のとおり、大きな事業所が2カ所ほど今営業をされていない関係がございます。大体この2カ所相当分というふうに見ております。

以上です。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

民間の施設のことですから、この場でああだこうだという論議はできないわけなんです。やはりこの2事業所が早目に復活されて営業されることで、またはね返りが戻ってくるんじゃないかなという気がするんですが、どうしても以前からの1事業所、なかなかもう何年——昨年からやったですかね、おとしからやったですかね、売却の話が途中でとまっているんですが、そのあたりについて市長のほうとして何か情報は入っていないでしょうか、その営業に関してですね、いかがでしょうか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

いろんな御心配もあられると思いますし、私自身も情報等も何うようにいたしております。公的にはやはり金融機関等から私どもの税務課を通じて、営業の廃止、また営業の再開ということであるわけでございまして、昨年も以前競売されておりました部分につきまして、2カ所ほど再開されて、正式に私どもの税務課のほうにごあいさつもいただいてまいったところでございます。また、ほかにはやはりそれぞれの業界の団体がありますので、団体加盟とか、脱退とかということで情報をつかんでおります。

ただ、議員御発言の件につきましては、最初、休止をされるときには私どものほうへも情報がありまして、約1カ月をめぐりに再開するというところでございましたので、私どもも快くというか、期待をしながら話を承ったわけでございますが、それからもう約3カ月近くなるわけでございまして、それで情報等はつかみたいと思っておりますけれども、実際、その情報源となられる方と今なかなか連絡がつかないというふうな状況のようございまして、ちょっと今のところ情報がはっきりつかめていないというふうなことでございます。

ただ、動きとしては必ず出てくると思いますので、的確につかんでお願いをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

これは出のほうでいろいろ出てくるんですが、やはり嬉野温泉にお客さんが来ていただくと、こういう入湯税というところにはね返ってくるわけですね。また、それ以外に各旅館の法人の売上げが上がってくることによって、仮に固定資産の滞納があるとすれば、それが結局戻ってくる、あるいは法人税として入ってくる。やっぱり個人の収入としても入ってくるということで、大きな要因がやはり一番ここにあるわけなんです。だから、このあたりは出のほうでもあるんですが、いかに嬉野温泉にお客さんを呼ぶか、それをやはり全課力を合わせていただきたいし、第3号議案で1.5%の減をするよりも市長が本当ちょっとちょっとと一団体、二団体お客さんを連れてくるだけで、340千円か350千円の減の分なんてすぐ取り返すわけなんですから、そのあたりまで含めてやはり皆さんに御努力をお願いしたい。答弁は要りませんが、そういうふうをお願いしておきます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで第1款、市税の質疑を終わります。

次に、歳入77ページから88ページまで、第2款、地方譲与税から第11款、交通安全対策特別交付金までの質疑を行います。質疑ありませんか。山田議員どうぞ。

○20番（山田伊佐男君）

77ページです。少し恥ずかしい質問をしたいと思いますけれども、お許しをいただきたいと思いますが、俗に言う道路特定財源というのが話題になっておるわけですが、77ページ、自動車重量譲与税ですね。その道路特定財源というものは地方に幾ら来ているかを見る場合に、ここの場合は歳入で見ると交付税措置じゃないと思いますけれども、歳入で見ると、いわゆる自動車重量譲与税と地方道路譲与税と自動車取得税交付金、この3つが道路特定財源ということで理解を正しいのか、恥ずかしながら教えていただきたいと思いますが、質問というよりも。

○議長（山口 要君）

財政課長。

○財政課長（田中 明君）

お答えいたします。

いわゆる道路特定財源というものが本市における予算の中でどこにあらわれているかというお尋ねだと思いますが、要するに自動車重量譲与税というのがこの77ページにあります。これと次の78ページ、地方道路譲与税ですね。それと、83ページの自動車取得税交付金、こ

これは県税ですけれども、これが暫定税率によって交付されているものでございます。さらに、揮発油税のほうから、これは一般会計のほうではございませんで、特別会計のほうにございますが、地方臨時交付金ですね。交付金Bとかというような区画整理の中に事業費がございまして、ここの中に交付金として来るものの、財源として国あるいは県が徴収されておるものということで理解していただければと思います。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

じゃあ、重量譲与税と地方道路譲与税と、そして1つ、自動車取得税交付金、これで195,000千円ということになるわけですけれども、財政課長が言われた後段の部分についての交付金については額としてどのぐらいなんでしょうか。そこをトータルすると、20年度については道路特定財源としてトータル幾らとなるのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（山口 要君）

財政課長。

○財政課長（田中 明君）

おっしゃるとおり、一般会計のほうでは195,000千円でございます。第七特別会計のほうで、これが国の交付金として入ってくるものが24,750千円、第八で22,000千円でございます。特別会計のほうで合計の46,750千円入りますので、これと先ほどの195,000千円、合計いたしますと241,750千円というのが本市に入ってくる予定で予算を計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

初日でしたか、道路特定財源の研修に行ったわけですが、その中で1億七千何ぼという財源がありますということで、それは18年度ですかね。そうすると、今年度については170,000千円からするとかなり増加をしているというその増加の要因と、そして今、例えば、その道路特定財源、今回通るのか通らないのかわかりませんが、その分がカットされた場合についての財源確保というものはどういうもので対応していくのか、最後にお尋ねします。

○議長（山口 要君）

財政課長。

○財政課長（田中 明君）

初日だったですかね、特定財源の存続の意見書の中で177,000千円という数字が出てまいりました。これは特定財源の暫定税率を本則に戻したときの本市における影響額というところ

ろで177,000千円ということでした。

今申しあげました241,750千円につきましては、今回、暫定税率での収入予定額でございます。20年度予算をもし本則のほうで、暫定税率じゃないほうで課税をされました場合における影響額といたしましては、134,192千円ということになります。これが影響額としてありますということは入ってこないわけでございますので、何で対応するかと。もしもこの同じ事業量を、この予算をやっていくとするならば、基金の取り崩し、あるいは事業についてまた別の補助金を探すか、そういう対応を迫られるものと思います。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。神近議員。

○11番（神近勝彦君）

86ページ、特別交付金なんですけど、これはたしか定率減税によって昨年と、多分来年度まで措置をされるということでお聞きをしておいたわけなんですけど、昨年度の8,500千円からすると、今年度がとりあえず400千円という金額を一応上げていらっしゃるんですけど、これについて、今後、国からふえる見込みがあるのかどうか。このあたりについてはいかがでしょうか。

○議長（山口 要君）

財政課長。

○財政課長（田中 明君）

特別交付金ですね、これは今年度400千円、前年度8,500千円ということで大きな減額になっております。これにつきましては、特別交付金が新たに19年度から創設されたということで、当初、19年度予算を編成する段階で見込みができていく部分がございます、18年の9月までの実績等と地財計画による減少率とかで、合わせまして8,500千円という予定を立てておいたわけでございますけれども、これが実際に減税補てんの分が18年度廃止に伴って経過措置として交付されるという制度のお金でございますが、実績として減税の額が少なかったということになるかと思いますが、前のページの地方特例交付金、これと合わせますと大体18年度の総額になります。といいますのは、19年度の補正予算のほうにも上げておりましたが、大きな見込みが狂ったというところがございます。これの増減が21年度で特別交付金のほうは廃止になりますので、来年の動向がどうかというはちょっとわかりにくい部分がございますが、地財計画に基づいて短縮すればこのような数字が出たというところがございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

そうですね。今回の3月補正で変わっていましたね。特例交付金が補正で14,920千円になっているし、特別交付金については408千円に措置されとったけんが、どちらかといえば、19年度の実績がそのままスライドしたと考えると今回いいわけですね。はい、わかりました。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

87ページですけれども、地方交付税なんですけれども、昨年当初より330,000千円ほど増加がなされているわけですね。今回の地方交付税の大きな特徴は、いわゆる地方再生対策費というふうに言われているわけですけれども、これを市町村に2,500億円ぐらい配分していくということになります。その配分基準というのはどこにあるのかですね。それと、嬉野市についてはどのぐらいの額を見込んでおられるのか。

そしてもう1つ、注目だった頑張る地方応援プログラム、これは19年度から出てまいりまして、19年度が市町村2,700億円ぐらいだったと。今回も3,000億円ぐらいの額でもって地方に配分していくということになるわけですけれども、非常に何の成果をもって頑張っているかというその指標というのが一応書いてはあるわけですよ。行革を一生懸命頑張ったところとか、あるいは転入者の人口がよくふえたところとか、事業者数がふえたところとか、いわゆる若年の就業率のアップがあったところとか、出生率とか、あるいは農家の農産物の出荷額がふえたところとか、こういうことで、そういうところに努力したところに配分を余計しますよということだろうと思いますけれども、何を基準にという判断をしいいんでしょうか、最終的に。こういうのが本当に加味された交付税措置なのか、そこら辺については担当課としていかがお考えでしょうか。

○議長（山口 要君）

財政課長。

○財政課長（田中 明君）

まず、第1点目の地方再生対策費の件でございますけれども、おっしゃるとおり、市町村問題で約2,500億円程度が配分されると。この算定方法といたしましては、算定の基準としましては地方が自主的に、主体的に行う活性化施策に必要な経費を包括的に算定するというふうな非常にわかりやすいような、わかりにくいような表現をしてありますが、基準といたしましては、まず測定単位は人口ですね、人口が基準になります。そういうことで、人口規模のコスト差ということがございますので、第1次産業の就業者の比率とか、高齢者人口の比率とか、そういったものの分で財政力の弱いところに重点的に配分したいということだと思います。これによりまして、うちが嬉野市として予定をいたしております——これは普通交付税の中に包括的に算定されまして、合算されていきますので、その数字としまして

は134,000千円程度が入ってくるんじゃないかならうかと考えられます。

2点目の頑張る地方応援プログラムですね。これにつきましては、もう本当に議員おっしゃるとおり、頑張り度の基準というのはもう頑張るにも頑張り切れないとか、いろいろあるかと思えます。

それともう1つ、算定の基準の中に国が推し進めるプロジェクトと同じ観点でやっている分についてというような、そういったもので、農林も商工も土木も、いろんなものを含めまして頑張り度を判定するという、頑張ったところには交付金をあげますということで、19年度につきましては、この特別交付税措置でございますので、茶業研修施設ですね、あの建設の分を手を挙げまして、交付税の措置、特別の財政事情として見てくれということで手続をしているところでございます。20年度につきましても、決定はいたしておりませんが、20年度予算の中から該当する事業を取捨選択いたしまして、要望をしていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

地方再生対策費については130,000千円ぐらい見ているということで、応援プログラムについては今後の問題だと言われるわけですね、特別交付税で。いわゆる頑張る地方応援プログラムの分の財政措置、交付税措置、これについては地方から申請をして、こういうので頑張っているからという申請をして、そして決められていくものなのか。それとも上が行革をやっておるとか、若年者の就業率とかに頑張っているということで査定をして来るのか、それはどっちなのかですね、そこら辺についてお伺いいたします。

それともう1つ、地方再生対策費、これはここにおられる市長なんか頑張ったおかげのこういう対策費が上乘せされたんだと思えますけれども、これは聞くところによると臨時的なものであって、要するに恒久的なものじゃないというふうになっていると思うんですけれども、そこら辺についてはどういうことになっているのか、そこら辺をお伺いいたします。

○議長（山口 要君）

財政課長。

○財政課長（田中 明君）

地方再生対策費につきましては、独立した算定費目としまして、当分の間、臨時的な算定項目として法律によって規定をされておりますので、いわゆる当分の間、何年になるかわかりませんが、措置されてくるものと思えます。

頑張る地方応援プログラムのほうの分につきましては、頑張り度は普通交付税の分と特別交付税措置がございますので、手を挙げてやる分と、就業構造とか出生率とかいう分につい

ては別枠で算定基礎として上がっております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

俗に何か月前ですか、東京都知事の石原さんが慚然としたことで記者会見をされておりましたけれども、いわゆる法人事業税について、これは都道府県税ですか、これを何%か国に吸い上げると。例えば、東京と愛知県の交付税の不交付団体の財源というものを地方に配分するということについては、これについては20年度で反映されてくるのか、それともそれ以降の年度で反映されてくるのか、そこら辺についての情報はつかんでおられますか。

○議長（山口 要君）

財政課長。

○財政課長（田中 明君）

まだはっきりした法制化がどうなのか、ちょっと私も把握はしておりませんが、法人の決算期が20年度の秋ごろの決算以降ということで聞いておりますので、交付金として来るとするならば、21年度ぐらいになろうかと予測はいたしております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで第11款、交通安全対策特別交付金までの質疑を終わります。

次に、歳入89ページから95ページまで、第12款、分担金及び負担金から第13款、使用料及び手数料までの質疑を行います。質疑ありませんか。平野議員。

○19番（平野昭義君）

92ページ、使用料、目は土木使用料のところですね。まず1つ目には、イカダ記念公園の30千円、それから中央公園60千円ですかね。1つお尋ねですけど、イカダ記念公園というの30千円はどういうふうな収入の中身でしょうか。

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午後4時4分 休憩

午後4時5分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

本庁建設課長。

○建設課長（本庁）（松尾龍則君）

ただいまの御質問についてお答えいたします。

まず、イカダ記念公園の30千円の分でございますが、この分につきましては、自動販売機の使用料でございます。

それと、中央公園の60千円につきましても、自動販売機の使用料ということで計上をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

このことについては、河川敷が中央公園ですけど、河川敷は大体が地図にもありませんから、こういうふうな使用料の取り方としては中央公園の場合60千円ですけど、これは恐らくテニスの関係だと思えますけど、河川敷でもああいうふうな使用料は取られるのか。

それから、イカダ公園は今言われたからわかりましたけど、たまたま私たちが金がなくて4千円の駐車料金もやっておりますけど、皆さんも12千円を毎年やっておられますけど、あそこにどなたか不明の車がたくさんありますけど、ああいうふうな放置の車については全く考えてはなかったんですか。

○議長（山口 要君）

本庁建設課長。

○建設課長（本庁）（松尾龍則君）

ただいまの御質問についてお答えいたします。

不法駐車についての駐車使用料をなぜ取らないかという御質問と思いますが、あくまでもそこに不法に駐車しているものでございまして、駐車をしていいということで許可をしておりますので、そのあたりでなかなか取れないのが現状じゃないかと思っております。

以上でございます。

申しわけございません。河川敷についての御質問ということでございますが、河川敷につきましては、市としては取られないんじゃないかと考えております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

今の自動販売機のところはなるほど河川敷ですけど、あそこは多分、県がイカダ公園か何かのときに恐らく坪当たり10,000千円ぐらい出して買ってやったと聞いておりますけど、そういうふうにしてお金ば出してやって、今は郵便局も民営化ですから、私はもともと本尊で

すけど、そのころは自分の郵便局にとめておりましたけど、今は郵便局はお客様本位ですからと言われて、みんなそこにとめてと。それで今、嬉野市から来る人は二、三人で、あとは全部よその人がほとんどのように聞いておりましたから、あえて私から言うとおかしかったばってんが、ちょっと聞いてみましたところでは。

そいぎ、よかったら市の職員も千円も毎月やんさっことやけんが、本当言えば、やっぱり郵便局員もこっちの郵便局のときには1人1つの車庫を借って、月3千円納めよったわけですよ、よそから白石んにきから来た人は。そういう意味では、公平な立場がいいんじゃないかと私は思います。どういうふうにしていけますか、今後。（「暫時休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午後4時9分 休憩

午後4時11分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

財政課長。

○財政課長（田中 明君）

イカダ公園の土手の下に駐車してある郵便局職員さんの車のことだということでございますが、あくまでも行政財産の公園の敷地内の駐車スペースでございます。駐車場として貸し付けとか、許可とかしない限りは使用料としてはいただけないものと思います。そういった状態で使用をされているというのが恒常化している事実は私も見ております。別のところにとめてくださいというお願いをするか、公園使用者に邪魔にならない程度にお願いしますとか、そういう申し入れはぜひしてみたいと思っております。料金をいただくことについては、なかなか難しいものがあるかと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

これは項目が違いますから、改めてページがですね……

○議長（山口 要君）

ちょっとそれは切りましょう、終わりましたから。

○19番（平野昭義君）

今のはそれでいいでしょう。

○議長（山口 要君）

はい、だから一遍お座りください。

ほかに質疑ありませんか。田中議員。

○7番（田中政司君）

89ページの分担金、農林水産業費分担金の1節、農業費分担金なんですが、これは19年9月に農地集積のことで補正がありまして、3,232千円の補正がっております。これは条例改正までして、いわゆる国からの交付金ということで半分をやるというふうな、たしかそういう事業だったと思うんですが、本年、これが入っていないわけですが、いわゆるこれは事業自体がなくなったのか、それとも国からの交付金ということで、すぐそういう制度に乗れるのか、そこら辺の説明をお願いします。

○議長（山口 要君）

支所農林課長。

○農林課長（支所）（松尾保幸君）

御指摘の分担金の分については、単年度事業で19年度のみということとなっております。

（「そしたらよかです」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

91ページ、1目の総務使用料なんですが、これは後ほど資料としていただきたいわけなんですけれども、この使用料として各項目が上がっていますよね。これの19年度分の4月からまだ2月までしかないと思うんですけれども、その分の月別の使用料の収入ですね。それは後ほどでいいですから下さい。

まず、ここで聞きたいのは、コミュニティセンターにしろ、それから行政財産にしろ、昨年からは増ということ、多分2月末、あるいは1月末の見込みの中で多分こういうふうな予算計上をされたと思うんですが、中央駐車場、インター駐車場、第2インター駐車場というふうなところ、こういうところが今年度の1月末か2月末までの年間の使用料と、昨年度の4月から仮に1月か2月までの使用料を見たときに、そのあたりの比較としてどうなのかを教えてくださいなんですが、19年度と18年度。

○議長（山口 要君）

支所総務課長。

○総務課長（支所）（坂本健二君）

お答えいたします。

嬉野中央駐車場、それから嬉野インター駐車場、それから嬉野インター第2駐車場の19年度の実際の収入と18年度の収入の比較ということでございますけれども、後でまた正確な数字はお示しをしたいと思いますが、19年度の数字をただいま持ち合わせておりませんので、

後で報告をいたしたいと思います。

18年度の実績につきましては、中央駐車場が3,476千円、それからインター駐車場が18年度につきましては1,478千円、インターの第2駐車場につきましては12月設置でございましたので、173千円と実数はなっております。19年度については後で報告しますけれども、予算を設定ではほとんど変わりのない状況で、ほぼ前年と同じ予算をお願いしております。ただし、最近の動向を見ますと、インターの第2駐車場のほうが月250台ぐらいの台数でございましたけれども、倍増の400台近くに増加をしている現実がございます。

それから、19年度実績でございますね。12月まででございますが、中央駐車場が2,298千円、それから嬉野インターの駐車場が1,064千円、それからインターの第2駐車場のほうが571千円ということになっております。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

まだちょっとあと、今の19年度の実績は1月末ですかね。（「12月末」と呼ぶ者あり）そんならあと1月、2月、3月がこれに乗ってきますよね。そうなったときに中央駐車場、あるいはインター駐車場、このあたりの伸び率としては昨年の18年度並みまでくつつくのかどうか、近づいてくるのかどうか。このあたりがどうなのか。第2駐車場はもう今回の600千円という金額を、このままでいけばオーバーできるのかなという気はするんですけどね。ただ、中央駐車場については、以前からもずっとお話があったように、縦の分の舗装された分については、常に満杯のような形になっているんですが、下の砂利の分についてはなかなか活用ができていないという状況があるわけですよ。1つの企業が近くの民間の駐車場をお借りしたということで、それでかなり車の駐車の使用料の部分が減ってしまったという現状もあったわけなんですけど、もうちょっと中央駐車場については何か改善の余地がないのかなと。今回、昨年、2年ぐらい前やったですかね、旧給食センターの跡を整地されて、今、駐車場になっていますよね。でも、あそこは何かの体育館の使用をするときじゃないと施錠されてあって使えないわけなんです。だから、日ごろあそこはいつも20台近くとめられるんですけども、何も活用できていないという状況があるわけなんです。ですから、あそこもできれば、もうほんな隣り合わせになって一緒に使えるような、ちょっとすれば使えるような状態じゃないですか。ああいうのを改善して、下の砂利のところをなかなか使っていたけないのであれば、結局旧給食センターの敷地の駐車場までを有料駐車場として使って、そして、体育館の施設を使われるときは、極端に言ったら無料チケットのような形を発行するか、開放するかして、そういうふうな形でやはりもうちょっと稼働率を上げたほうがいいんじゃないかなという気がするんですけどね。そのあたりについてはどういうお考えを持っていられるのかと、第2駐車場はかなり動いているということでお伺いしました。

実際のところ、もともとの駐車場も以前からかなり満杯状態ということで来ていたんですが、おかげさまで第2駐車場ができたおかげで路上駐車がなくなりました。あのカーブのところに結構、以前は10台近くとめていらしたんですが、第2駐車場ができたおかげで本当そういうのがなくなって、交通事故の心配もなくなって、逆に収入も上がっているという形なんですけれども、なかなかバスがとまっておところを私は余り見たことがないんですよ。第2駐車場の利用というのは、どちらかと言えば、やはり大型バスとか中型バス、今回条例改正がありましたけれども、中型バスがとめられるよと、交通法が変わったということですね。その文言が変わっただけなんですけど、そういうふうには大型バスもとめられるという状況にしているのに、何か大型バスの駐車そのものを私は見たことがないなという気がするんですから、そのあたりについてのアピールはどうなっているのかなという気がするんですが、いかがでしょうか。

○議長（山口 要君）

支所総務課長。

○総務課長（支所）（坂本健二君）

お答えいたします。

まず、中央駐車場の給食センター等の跡地を拡幅してはということですが、通常の今のスペースで大体平常時は足りているというのが現状でございます。どうしても満杯で入り切れないという状況が今後発生しますれば、上司に相談いたしまして、将来、先まで広げるのはやぶさかでないと思っております。

砂利の分の有効利用でございますけれども、ここらを利用しますときはどうしても大規模な誘致大会等で利用しますもんですから、この分につきましては減免措置といえますか、そちらを有効に使ってという願いがあるもんですから、どうしても収入にはつながらないという点がございます。

それから、嬉野インターの第2駐車場でございますけれども、おっしゃるとおり当初は若干PR不足もございまして、大型バスはなかなかとまっておりませんでした。その件につきましては相談をいたしまして、まず、各町内の旅館に宣伝不足ではないかというお話もありましたので、観光課を通じまして、各旅館にPRをお願いしたところでございます。お願いしましたところ、やっぱり確実に数台ではありますけれども、増加の傾向が見られております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

大体中身については理解をいたしましたけど、中央駐車場は今、後納にさせていただいていま

すよね。前は前納という形の中でやっていたんですけど、今、後納ということで、1回入って満杯だったらやっぱり出ていいんですよ。そういう中で、今の状況の中では常時100%に近いような状況なのかもわかりませんが、もしかしたら、後納だから入ったけれどもとめられないから出たという方もいらっしゃるかもわからないわけですよ。わからないわけですよ、はっきり言って。前納で満車とか空車とかいう表示があつて、結局もう入るか入らないかというのが入り口でわかるなら、もう頭から入らないんでしょうけれども、そのあたりが何かもったいないなという気がするわけなんですよ。

だから、現状として本当に中央駐車場の今の舗装をしてあるほうですよ、あの分が本当に稼働率が100%なのか、それとも90%なのか、80%なのかという、そのあたりを実際のところまだわかっていらないと思うので、できれば1年間なら1年間を通して、ある程度のそのあたりの稼働率というものを調べていただいて、もし100%に近いようであれば、今言ったように給食センターの跡地の駐車場も有効利用ということで、やはりそのままくっつけて365日利用できればなという気がします。

先ほど言われたように、大会があるときには下の砂利のほうは無料ということで使っているということであれば、わざわざそういうふうな形で残す必要はないじゃないですか。何とか収入が上がるように、ちょっと工夫を考えてみてください。答弁は要りません。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。平野議員。

○19番（平野昭義君）

92ページの使用料のところですけど、これはきのうの全協からの続きもありますけど、いわゆる法定外公共物占用料として1,303千円ですかね、上げてありますけど、けさの補正第6号では、結局減額として1,221千円ですか。ちょっとこのことについて、私もちょっとちんぷんかんぷんでわかりませんが、まず条例はどうなっているのか、それからちょっとお尋ねします。

○議長（山口 要君）

まち整備部長。

○まち整備部長（江口幸一郎君）

お答えをいたします。

きょう追加議案にお願いしました減額の補正につきましては、19年度分ということでお願いをしております、今回のこの20年度予算につきましては、同じく19年度当初予算と同じ1,303千円というふうなことで計上をお願いしているものでございまして、追加議案の提案の中で御説明申し上げましたように、20年度予算につきましても、19年度と同じような措置になろうかというふうに思っております。

以上でございます。（「条例は」と呼ぶ者あり）

追加してお答えを申し上げます。

条例上につきましては、法定外公共物の条例の中には18年度だけを免除ということで、19年の4月1日から第18条の規定の中に徴収の規定がありますので、第18条の規定につきましては、19年の4月1日から施行するというふうなことで条例上はなっております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

条例ではなっているけど、なかなかその調査が難しいから進まないということで、結局減額をお願いしますと。そうなれば、やっぱり税でなくて使用料ですけど、結局例を言いますと、例えば、自分のうちの塀の前に橋があって、それを渡らにや来られんと。そこがいわゆるこういうふうな公有水面の使用料が発生するわけですけど、そしたら、そこを塩田の方、特に今までずっと納めてこられた——普通大体4千円から五、六千円ですね、そのくらいだと思います。ですから、そうなれば、その河川の上には当然税金はかからんわけですね。そしたら、自分の土地を使っていくものは税金をかけて通っていきよって、今度は橋をつくって、橋の上に行った人は税金がかからなかったら、全部橋ばかりでしまったらただでいいじゃないかという理屈も出ますから、このことについてはもうちょっと真剣に考えて、嬉野は地区で集めよったとか何とか、そういうふうな問題じゃないと思います。やっぱり塩田と合併した以上は塩田のやってきたとにあわせていくと。

きのう申し上げましたように、一般質問でも言いましたけど、私は武雄も調べて、あそこの大分県の別府も調べてみましたけど、別府も結構取っておられますからね。去年から言いよってね、まだまだそういうことを言うことは怠慢じゃないかと。ですから、コンサルタントかどなたか知りませんが、やっぱりすべきことは行政はしかつとしていかにや、何か不信感を持たるっと。ですから、今度は塩田の方は18年は経過措置でいいですけど、19年からは納めるという心持ちでおられますから、そういうふうなこともありますから、そういう対応とか、それから20年度、ことしですけど、20年度から取られなかったら、取られなかった分、塩田にももちろん通知も行きませんかでしょうけど、そういうふうなことは囑託委員会か何かで連絡しなきゃいかんと思いますけど、どういうふうにしていきますか。

○議長（山口 要君）

まち整備部長。

○まち整備部長（江口幸一郎君）

お答えをいたします。

20年度予算等につきましても、現在のところ1,303千円お願いをしているわけですが、これにつきましては、当議会が終了いたしましてから行政囑託員さん等の連絡につ

きましては内部で協議をいたしまして、連絡の必要があるということであれば、すぐにでも行政囑託員さんのほうにも経過等の説明をしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

あればじゃありませんよね。あなたたちの仕事ですから、あればというのは、何かこっちが注文してお願いしよるごた感じに聞こえるばってんが、当然あなたたちがそうせないかんということを明言せんと、囑託員さんたちもたまたまあればと、なかったらどうするかというごたっ感じばってんが、あるわけですよ、現実にはですね。ですから、それはもう当然のことと思います。

それじゃ、課長、あなたも平成20年度で必ず調査は確実に終了するめどはありますか。

○議長（山口 要君）

まち整備部長。

○まち整備部長（江口幸一郎君）

お答えをいたします。

この法定外公共物の調査につきましては、合併補助金ということで18年度から繰り越して19年度に実施をしているわけでございますけど、なかなか調査の進捗が思わしくないというふうなことで、先ほどから御指摘がありましたように、職務の怠慢じゃないかというふうな御指摘のおしかりも甘んじて受けたいと思っております。20年度中にはいかなることがあっても、21年度からは徴収できるようにやりたいというふうな決意で答弁させていただきます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。神近議員。

○11番（神近勝彦君）

92ページです。住宅使用料なんですが、今年度約1,000千円ほど使用料としてふえております。そのあたりの1,000千円の増額の要因と、今、滞納関係、これについて滞納は絶対計上できないということで、あくまでも未納ということで対応されているということでございました。ということであれば、18年度、19年度の市営住宅の使用料としての現在の状況を御報告いただきたいと思います。

○議長（山口 要君）

本庁建設課長。

○建設課長（本庁）（松尾龍則君）

お答えいたします。

塩田地区につきましての未納の件でございますが、増の要因といたしましては、塩田の場合は増になってございません、減でございます。金額にいたしますと、塩田地区、2地区でございますが、その分につきましては前年度と比べまして303千円の減ということで計上をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

支所建設課長。

○建設課長（支所）（一ノ瀬良昭君）

お答えいたします。

1,000千円の増につきましては、現在ふれあい団地ができていますが、その関係で増になっています。といいますのも、所得に応じての住宅の使用料があったという形で増になっております。

以上でございます。（「幾らふえたんですか。ふえた要因と未納について」と呼ぶ者あり）

お答えいたします。

1,360千円程度増になっております。

滞納につきましては、全体で過年度まで合わせまして118,600円となっております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

本庁建設課長。

○建設課長（本庁）（松尾龍則君）

本庁が管理しております下川原、それから志田原団地、2団地についてでございますが、平成20年2月7日現在でございます。現年度分につきまして2,546,800円、それから、過年度分につきまして1,405,700円の滞納になっております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

嬉野の市営住宅の118,600円の未納というのは間違いないですね。（「はい」と呼ぶ者あり）以前からするとかなり改善できたのかなという気はするわけなんですけれども、まだ塩田地区の現年度分と過年度がまだなかなか厳しい状況があるのかなという気がするわけですが、嬉野、塩田両市営住宅についての未納者に対する、結局かなり厳しい状況があるから多分滞納という状況があっているんだろうなという気がするんですよね。でも、そのままでは

いけないから、極端に言ったら分割というふうな形の御相談はされていると思うんですよ。そのあたりについての使用者との協議というのは常にやっておられるんでしょうね。

○議長（山口 要君）

本庁建設課長。

○建設課長（本庁）（松尾龍則君）

それはもちろん、なかなかある1人の方はかなり滞納されているということでございますので、そこも含めまして、なかなか1回では納入していただけないということでございまして、20千円なり30千円なり納めていただいている状況でございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

なかなか市営住宅に入っていらっしゃる方というのはほとんどの方が低所得者という感じじゃないかなという気がするものですから、なかなか返済についても厳しい状況があるのかなという気もするわけなんですよね。でも、なかなか強制退去ということは絶対無理なんですから、幾らかずつでも納めていただくのが一番ベターじゃないかなという気がします。

でも、そう言いながらもかなりの高額があるものですから、やはりそのあたりは連帯保証人さんがどうなっているのかちょっとわかりませんが、そのあたりの方とも御相談をいただいて、早目に処理をしていただいたほうがいいのではないかなという気がしますので、その点は改善のほうをよろしく願いしておきます。答弁は要りません。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。西村議員。

○18番（西村信夫君）

90ページの民生費負担金についてお尋ねしたいと思いますが、昨年よりも15,760千円の減ということですが、これは恐らく保育料の保護者負担だと思いますけれども、19年度は180,000千円程度ではなかったかと考えておりますけれども、保育料の大幅滞納によってこういうふうに予算計上されているのか、その点、お尋ねしたいと思います。

○議長（山口 要君）

こども課長。

○こども課長（本庁）（井上嘉徳君）

ただいまの御質問の趣旨が、滞納があるから減額になっているかというような御質問だったと思いますが、滞納のことは全く関係ございません。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

それでは、何で減額になっておるのか説明していただきたいと思います。

○議長（山口 要君）

こども課長。

○こども課長（本庁）（井上嘉徳君）

お答えします。

本年度は入所児童の数を嬉野保育所を除き750名ということで計上しておりますが、塩田地区の児童が若干減少済みということで、負担金についても減額になっているような状況でございます。もとより運営費ということで、歳出のほうで運営費のほうが基準になりますが、それから保育料の徴収基準ということで算定するわけですが、その徴収基準ということが子供の人数、あるいは所得の階層に応じてということでございますので、補正でも少し御説明申し上げましたが、課税されない世帯が多いというような状況もふえているというような状況もございまして、減額になっているような状況です。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

そしたら、3月補正ということですがけれども、徴収率はどのくらいで算出されておるのか、その点までお尋ねしたいと思います。

○議長（山口 要君）

こども課長。

○こども課長（本庁）（井上嘉徳君）

徴収率は100%でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで第13款、使用料及び手数料までの質疑を終わります。

議案質疑の途中ですが、本日はこれにて延会をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

本日はこれで延会をいたします。大変お疲れさまでございました。

午後4時42分 延会